

資料

『東京大学 教育制度研究委員会記録』（一九四六年・海後宗臣藏）

編纂・翻刻並解題 寺崎 昌男

一 解 説

1 東京帝國大学教育制度研究委員会について

2 「記録」の性格と態様

3 編纂・翻刻の原則

4 委員・臨時委員の略歴一覧

二 翻 刻

1 第一回～第十回委員会記録並びに答申・資料

2 資料「教育費と軍事費との比較」

て組織された「東京帝國大学 教育制度研究委員会」(以下「教育制度研究委員会」と略記する)の審議経過を記録した『東京大学 教育制度研究委員会記録』(以下『記録』と略記する)の全容である。
この委員会の成果および役割、ならびに戦後日本の教育改革の全経過中における位置については、すでにいくつかの機会に公にされてい る。

すなわち、まず右の委員会の幹事を委嘱された文学部助教授(当時。のち東京大学名誉教授。一九八七年逝去)・海後宗臣⁽¹⁾は、一九六九年刊の高等教育改革史をとりあげた共著書において、はじめてこの委員会の活動と答申についてとりあげ、寺崎とともに、その答申内容について記述した。というのも、この委員会がとりあつかった事項の中に、国語国字問題、学校系統問題のほか、学部学科制度、講座制度その他の大学教育制度に関する事項が多く含まれていたからである。海後はまた、一九七五年に刊行した総論的著作⁽²⁾の中でも、この研究委員会の答申につき、一節を割いて詳述した(その内容については後述)。

海後のこれらの記述は、同研究委員会の活動について戦後公にされた唯一種の証言といつてもよい。翻刻者の管見に入った限りでは、右の研究委員会の設置者である南原、さらにその委員長であった文学部教授・戸田貞三をはじめ、参加委員等の中に同研究委員会について関説した者はなく、東京大学内部文書によるものとの委員会の全容を示す公式記録は今のところ発見されていない。

『東京大学百年史』は、その後においてこの研究委員会につき本格的に闇説した文献である。すなわち、その『通史』において、この研究委員会が、(一)憲法問題、(二)インフレーション対策、(三)企業体制、(四)教育制度、(五)国民の栄養問題、の五つの項目より成る、南原総長提案の「総合研究」の一環として設置されたものであることを明らかに⁽³⁾。『通史』においては、とくに戦後教育改革の中における東京大学の役割を詳述した章節のなかで、同研究委員会の答申の性格、教育改革に関して設けられていた「日本教育家ノ委員会」の報告書との関連、第一次米国教育使節団の報告書との関連等について、あらためて詳述し、この研究委員会の答申およびそこにおける審議が、戦後日本の教育改革構想の形成にとって、先駆的かつ重要な影響をもつものであるという位置づけを示している。⁽⁴⁾さらに、『資料』の「制度改革の試み」の中に、同委員会の提出した五つの答申の最終本文の全文を翻刻収載した。

このような『東京大学百年史』の記述および取り扱いを通じて、本研究委員会の活動は、東京大学沿革史中の一事実として確認され、さらに、通史編の記述およびそのベースとなつた先述の海後等の著作を通

じて、この委員会の活動が、一東大史にのみ関わるものではなく、ひいては、戦後日本の教育制度全般の改革にとっても、重要な意味をもつものであることが明かにされている。先述の五項目の総合研究において、憲法研究委員会については、法学部教授・我妻栄によるくわしい記述が公になつてゐる。それとならんで、本研究委員会は、詳細な記録と当事者による証言ならびに分析をもつもう一つの研究委員会となつたといえよう。

本稿では、右のような先行研究をふまえながら、これまで明らかにされなかつた、五つの答申の審議経過やその発言摘記を、原文のまま復元して、紹介したい。

ただし、断わっておきたいことは、本翻刻の底本は、『東京大学百年史』資料編纂の際に故・海後の好意により百年史編集室に寄贈され、現在東京大学史史料室に保存されている原『記録』の電子複写本であることである。原本は同氏宅に所蔵されているが、現在のところ遺憾の整理がついていないため、今回の翻刻の際参考することができなかつた。解説不能箇所が比較的多いのは主として複写の不鮮明さによるところが大きい。他日の修訂を期したい。

〔謝辞〕

原記録の公開、翻刻につき承諾をうけられた故東京大学名誉教授・海後宗臣氏の御遺族にあつて御礼申し上げる。委員等の略歴調査(後掲)に当たつては、東京大学庶務部人事課の協力を得、また、原典の解説および最終校訂については、東京大学史史料室助手・所澤潤氏ならびに同室前助手・中野実氏の協力を得た。心より感謝したい。

(1) 海後・寺崎「大学教育」(戦後日本の教育改革⁹)、一九六九年、東京大学出版会刊(全刊)第二章第一節2「東京帝国大学教育制度研究委員会の大学教育改革論」同書六五〇六八頁。

(2) 海後「教育改革」(戦後日本の教育改革¹、一九七五年、東京大学出版会刊)第一編第三章第二節二「東京帝国大学教育制度研究委員会の改革意見」、同書一一四〇一一七頁。

海後はこの中で、同研究委員会は「日本教育家の委員会での審議と併行して、さらに米国教育使節団を迎えるために、大学としての教育改革意見をまとめておく必要から」総長により設置が提案されたものであり、総長南原およびまとめ役戸田を通じて、「その意向を日本教育家の委員会と米国教育使節団に伝え、東京大学側の見解を反映させる役割を果す」となった(一一四頁)と総合的に評価している。とくに学校体系の改革案においては、「三月中旬には東京帝国大学教育制度研究委員会において討議しているので、この委員会から日本教育家の委員会へ、やうに」とから使節団へ学制改革意見として提出されたと推測される。このことから、東京帝国大学教育制度研究委員会から、日本教育家の委員会を通して使節団の大・三制による学校制度改革案へと進んだとみられる過程はとくに注目される(一一七頁)と評価した。ただし、教育勅語問題については、同研究委員会は「勅語として教育の方針を公布することについては反対であるという意見をまとめている。これは日本教育家の委員会における意見が新たな教育勅語を奏請するとしたのとは異なっている」とも指摘し、両者の意見が同一のものではない、と述べているが、同時に、「しかし、全体として両委員会でまとめた教育改革の意見が深い関係をもつていたことは明らかである」(同)としている。

なお、右にいう「日本教育家の委員会」と米国教育使節団、およびそれらと本研究委員会との影響関係の詳細については、今後の研究がまた

れるが、教育史分野で現在精力的に進められている教育使節団研究によれば、(1)研究委員会の研究成果が、一たん総長南原によって媒介されつ米国教育使節団に伝えられたという経緯があること、(2)しかもその伝えたされた意見の基底に本研究委員会で整理された戦前日本の教育改革意見があること、の二つが注目される。すなわち、本研究委員会で交換された情報・意見は、海後のいうように日本教育家の委員会を通して米国教育使節団に影響を与えたばかりでなく、南原個人を通して米国

影響を与えたことが判明しつつある。鈴木英一他「米国教育使節団報告書の成立事情に関する総合的研究」(名古屋大学教育学部紀要—教育学科—)第三十一卷(一九八四年度)および寺崎「南原繁—真理、創造そして平和の探求者」(Ben C. Duke(ed.): Japanese Great Educators—東京大学出版会より近刊予定—に収録される)を参照。

(3) 「東京大学百年史 通史」一〇一一一～一〇一六、一〇五六頁。

(4) 「東京大学百年史 通史」第七編第一章第一節一「戦後教育改革と東京大学(一)」—教育制度研究委員会の学制改革案」(同書、一八〇一八頁)。

(5) 「東京大学百年史 資料」五二一～五八頁。

(6) 我妻栄「知られざる憲法討論—制定時における東京大学憲法研究委員会討議をめぐって—」(憲法問題研究会「憲法と私たち」一九六三年刊所収)

2 「記録」の性格と様様

『東京大学 教育制度研究委員会記録』全一冊は、B5判大の綴込簿冊である。この『記録』は二つの部分から成る。

第一部に当たる部分には、「昭和二十一年五月 教育制度研究委員会」と題された中表紙のもとに、「一、国語国学改善問題に関する答申」からはじまり、「五、学部の構成及び連絡に関する答申」に至る

五つの答申の成文(但し一部に修訂あり)が、答申の時系列を追って綴じ込まれている。その様態、用紙、体裁等はまちまちであり、完成度合も多様であるが、前記の表紙の字は間違いなく海後幹事本人のものであり、これは、本『記録』が、研究委員会の終了後に海後自身の手によって集成整理された一件書類の前半部であることを示している。

左に、各答申の態様を一覧にしてみよう。

一、国語国字改善問題に関する答申(『記録』三～五頁)

東京帝国大学文学部用紙(無野・枠付)一枚。タイプ印刷。昭和二十一年三月十三日付。「教育制度研究委員会 委員長 戸田貞三」の部を抹消。

二、学校の系統及び修業年数に関する答申

タイプ用紙(無野)一枚。タイプ印刷。昭和二十一年四月十五日付。「教育制度研究委員会委員長 戸田貞三」を抹消。

三、大学院に関する答申

東京帝国大学文学部用紙(無野・枠付)一枚。タイプ印刷。昭和二十一年四月二十三日付。「教育制度研究委員会委員長 戸田貞三」を抹消。

四、講座制に関する答申

東京帝国大学文学部用紙(無野・枠付)一枚。タイプ印刷。昭和二十一年四月二十日付。「教育制度研究委員会委員長 戸田貞三」を抹消。

五、学部の構成及び連絡に関する答申

B⁴判洋半紙一枚。謄写印刷筆記。第二項に修正(海後筆)あり。昭和二十一年五月十日付。「教育制度研究委員会委員長 戸田貞三」を抹消。

各答申の委員長部分の抹消、および五における文章修訂は海後自身によるものとみられる。これらからみると、右の五つの答申文は、総長南原に対して提出された正式答申の写しそのものに極く一部の補正を加え、後に綴じ込んだものとみられるのである。

なお、以下にも示すページ表示は後年打たれたものとみられ、資料毎に打たれたり記録頁毎に打たれたりしておらずしも整合的ではないが、本稿では、一応忠実にそれに従うこととした。

さて、第五答申の次には、左のような委員構成が、これも海後自身の手によってインク書きされている。

教育制度研究委員会委員

法学部

横田喜三郎

医学部

福田邦三

末延三次

第一工学部 亀山 直人
文学部 今井登志喜
戸田 貞三(委員長)
海後 宗臣(幹事)

理学部 鮎島実三郎
農学部 浅見 与七
経済学部 矢内原忠雄
第二工学部 濑藤 象一

まずは、以下、頁数の順序に従って、第一九頁以下最終一四二頁までの内容だけを、標題のあるものはそれを掲げつつ一覧して解説を加えておこう。(頁数はアラビア数字で記入する)。
まず三五頁までをみよう。

△頁▽ △標題・内容等▽

21 教育制度研究委員会の構成(海後筆)
23～26 国語国字改善問題に関する答申(最終答申)

27 大学の修業年限に関する答申

28 講座制に関する答申(修正アリ)

29 同右底本

30 大学院に関する答申(修正アリ)

31 講座制に関する答申(案文)

32～35 学校の系統及び修業年数に関する答申(浄書原稿・海後筆力)

第二一頁には、海後自身の筆で、左のようなペン書きの覚え書きが記されている。

委員構成は、研究委員会開催中変るところはなかった。当時発行されていた『大学新聞』(昭和二十一年一月二十一日付)の記事とも異同はないので、当時の委員全員の名を記したものとみるとができる。

次いで、記録の第一九頁以下は、

「昭和二十一年五月 教育制度研究委員会記録——会議記事及び答申」という中表紙によって区切られた、第二〇～一四二頁に及ぶ文書綴である。

その主要内容は、各委員会の会議記事と、答申案文、あるいは関連

資料であるが、その中で、縦的に系統性をもつのは会議記事だけであって、それ以外の資料や答申案類は、必ずしも時間的順序によつて並べられているわけではない。用紙も、原稿用紙の裏、東京帝国大学

罫紙、洋半紙、方眼紙等さまざまのが使われており、用紙事情の困難であった敗戦直後を思わせるものがあるが、内容配列が必ずしも厳密でないため、たとえば議事記録と答申案文の異同・修正との関連、参考資料の日付の確定などにはかなりの困難を感じさせる。

一、教育制度研究委員会の構成

教育制度研究委員会は緊急なる教育制度上の問題を研究するため昭和二十一年二月に左の委員をもつて構成せられたり。

委員名

三月一日第一回委員会を開催しその後毎週一回宛の会合をなし四月三十日第十二回委員会をもつて終了したり。その間国語国字改善問題、学校の系統及び修業年数、大学院、講座制、学部の構成及び連絡に関する研究をなし、その結論はこれを答申としてその都度総長に提出したり。

右の文はおそらく、後綴の議事記録類を淨書して正式の議事録とすることをめざして、その前文たらしめようとする意図で書かれた、いわば「緒言」にあたるものとみられる。しかし、議事記録の作成それ自体も行われなかつたために、幹事メモの形で残存したものとみられる。

なお、これに関連して、研究委員会の全体にわたる議題を記したとみられるメモが、第一二〇頁に、海後幹事自身のペン書き(東京大学一二行罫紙)で記されている。その内容は、実際の審議経過や答申内容とはやや異同があり、また、「国語国字問題」の項下に「三月十三日答申決定」とあり、発言摘記をみると三月十九日の第四回委員会の審議をへて記されたと考えられるものであるが、研究委員会の全体の輪郭を示すものとして注目されるので左に全文を記しておく。

さて、三六頁以下は、順次各委員会の議事記録に入るが、議事記録の間に、いくつもの答申原文がはさまれ、それらには幹事の手により、縦横に修正が加えられている。議事記録もまた、臨場速記に近い発言摘記と、それにもとづいて整文したものとが入り組んで綴り込まれており、整理にはかなりの困難を伴う。しかし、とりあえず頁毎に一覧しておき、必要な場合に解説を加えよう。

- △頁▽ △標題・内容等▽
 - 36 ○教育制度研究会記録 第一回
 - 38 [同右、日付、出席委員名]
 - 39 ~ 47 発言摘記
 - 48 ~ 49 第一回教育制度委員会議事記録⁽¹⁾
 - 50 ~ 52 議事(同右淨書文)(日本教育史料編纂所原稿用紙使用)
 - 53 「大学の修業年限に関する答申」
 - 54 ○教育制度委員会記録 第二回
 - 55 (同右日付、委員出席者名)
 - 56 ~ 59 第二回委員会記事 発言摘記
- 教育制度研究委員会ニ於ケル議題
 (1)国語国字問題 三月十三日答申決定
 (2)学校体制及び年限問題
 (3)大学学部構成ニ関スル問題

四学位ニ関スル問題

(1)男女共学ニ関スル問題

(2)学校ノ行政組織ニ関スル問題

(3)学生ノ保健体育ノ問題

(4)寄宿舎ノ問題

(5)民主的教育ニツイテノ問題

(6)大学ニ於ケル自由ノ保持ニツイテノ問題

60	○教育制度研究委員会記録 第二回 現行学校系統図(資料)	野紙使用)
61	○第三回委員会記事 発言摘記	第九回委員会記事 発言摘記(同右野紙使用)
62	○教育制度研究委員会 第四回委員会 第四回委員会記事 発言摘記	大学院に関する答申(謄写印刷・修正書込アリ) 〔学校系統に関する答申の断片〕
63	○教育制度研究委員会 第五回 第五回委員会記事 発言摘記	講座制に関する答申(海後筆・修正アリ)
64	○教育制度研究委員会 第六回 第六回委員会記事 発言摘記	○第十回教育制度研究委員会 第十回委員会記事 発言摘要
65	○教育制度研究委員会 第七回 第七回委員会記事 発言摘記	講座制に関する答申(謄写印刷・一部修正アリ)
66	○教育制度研究委員会 第八回 第八回委員会記事 発言摘記(右に続く)	学部の構成及び連絡に関する答申(海後筆・大日本教育会 研究部一四行野紙使用)
67	○教育制度研究委員会 第九回 第九回委員会記事 発言摘記(右に続く)	教育制度研究委員会二於ケル議題(前掲) 〔学校系統図下書き・海後筆〕
68	○教育制度研究委員会 第十回 第十回委員会記事 発言摘要	教育費と軍事費との比較(横書)
69	○教育制度研究委員会 第十一回 第十一回委員会記事 発言摘要(大日本教育会研究部野紙使用)	教育費と軍事費の比較(横書)
70	○教育制度研究委員会 第十二回 第十二回委員会記事 発言摘要(右に続く)	教育費と軍事費との比較(横書)
71	○教育制度研究委員会 第十三回 第十三回委員会記事 発言摘要(右に続く)	学校系統比較表(海後筆・日本・米国・教育改革同志会案、 菊池大麓案、方眼紙使用)
72	○教育制度研究委員会 第十四回 第十四回委員会記事 発言摘要(右に続く)	アメリカ合衆国の学校系統図(方眼紙使用・海後筆) イギリス学校系統図(同右)
73	○教育制度研究委員会 第十五回 第十五回委員会記事 発言摘要	第一 学部ノ構成(東京帝国大学大学制度臨時審査委員会、 昭和十五年二月十九日追加可決事項のタイプ刷)
74	○教育制度研究委員会 第十六回 第十六回委員会記事 発言摘要	「学部ノ構成」備考 昭和八年大学制度調査委員会報告書 中(四)学部連絡ニ関スル件 第一段以下(タイプ刷)
75	○教育制度研究委員会 第十七回 第十七回委員会記事 発言摘要	
76	○教育制度研究委員会 第十八回 第十八回委員会記事 発言摘要(右に続く)	
77	○教育制度研究委員会 第十九回 第十九回委員会記事 発言摘要	
78	○教育制度研究委員会 第二十回 第二十回委員会記事 発言摘要	
79	○教育制度研究委員会 第二十五回 第二十五回委員会記事 発言摘要	
80	○教育制度研究委員会 第三十回 第三十回委員会記事 発言摘要	
81	○教育制度研究委員会 第三十一回 第三十一回委員会記事 発言摘要	
82	○教育制度研究委員会 第三十二回 第三十二回委員会記事 発言摘要	
83	○教育制度研究委員会 第三十三回 第三十三回委員会記事 発言摘要	
84	○教育制度研究委員会 第三十四回 第三十四回委員会記事 発言摘要	
85	○教育制度研究委員会 第三十五回 第三十五回委員会記事 発言摘要	
86	○教育制度研究委員会 第三十六回 第三十六回委員会記事 発言摘要	
87	○教育制度研究委員会 第三十七回 第三十七回委員会記事 発言摘要	
88	○教育制度研究委員会 第三十八回 第三十八回委員会記事 発言摘要	
89	○教育制度研究委員会 第三十九回 第三十九回委員会記事 発言摘要	
90	○教育制度研究委員会 第四十回 第四十回委員会記事 発言摘要	
91	○教育制度研究委員会 第四十五回 第四十五回委員会記事 発言摘要	
92	○教育制度研究委員会 第四十六回 第四十六回委員会記事 発言摘要	
93	○教育制度研究委員会 第四十七回 第四十七回委員会記事 発言摘要	
94	○教育制度研究委員会 第四十八回 第四十八回委員会記事 発言摘要	
95	○教育制度研究委員会 第四十九回 第四十九回委員会記事 発言摘要	
96	○教育制度研究委員会 第五十回 第五十回委員会記事 発言摘要	
97	○教育制度研究委員会 第五十一回 第五十一回委員会記事 発言摘要	
98	○教育制度研究委員会 第五十二回 第五十二回委員会記事 発言摘要	
99	○教育制度研究委員会 第五十三回 第五十三回委員会記事 発言摘要	
100	○教育制度研究委員会 第五十四回 第五十四回委員会記事 発言摘要	
101	○教育制度研究委員会 第五五回 第五五回委員会記事 発言摘要	
102	○教育制度研究委員会 第五十六回 第五十六回委員会記事 発言摘要	
103	○教育制度研究委員会 第五十七回 第五十七回委員会記事 発言摘要	

130
131
132
133
134
135
136 第一 講座制(東京帝国大学大学制度臨時審査委員会 昭和十四年十一月二十一日可決、タイプ刷)

フランス学校系統図(方眼紙使用・海後筆)
ドイツ学校系統図(同右)

ソヴィエト聯邦学校系統図(同右)

現行学校系統図

同右

142 141 140 139 138

(完)

右に列記した内容構成をみて、判然とするのは、次の諸点である。
 (一) 各次の委員会について、海後幹事の手によって、一回も洩らすことなく、記事要旨又は発言摘記が記され、保存されている。中でも第一回委員会は、「議事」と発言摘記の両者が具備され準備されているが、第二回以降第十回までは「議事」すなわち記事要旨は存在せず、すべてペン書き細字による発言摘記だけが残されている。

(二) 各答申は、草稿、謄写印刷稿、それに対する加除訂正文等が保存されており、成文化過程を窺わしめるものがあるが、その残存の密度は必ずしも一様ではなく、バラツキがある。
 (三) 答申の第一案は、海後筆によるペン字書きのものが出发点となっている。これに、成文化過程の書き込み等を勘案すると、同研究委員会でまとめた答申は、まず幹事の手によって草稿がつくれられ、それが多くの場合、謄写印刷に付されて委員会で修正を経、

さらに各委員の修正意見を総合して、成文化に向かったものとみなしができる。すなわち、委員会の主宰者は戸田委員長であったが、その成果の成文化作業については、海後幹事の推進役的な働きが、かなりに大きかったものと想像することができる。

(四) 関連資料もまた海後幹事の作成提供に関わるもののが少くなかつた。ただし、学部制度や講座制度のような、大学制度固有の問題については、「大学制度審査委員会」(昭和十二年設置)および、大学制度臨時審査委員会(昭和十三年に前者を再開)の結論事項が多く参考されたことが分かる。しかも後者の審議結果がタイプ印刷の形で提供され『記録』の末尾に付されている。このことから見て、おそらく幹事によってではなく、大学事務局の手によって準備されたであることが推定される。

但し、『記録』中、事務局のどの部門が関与したか、果たして委員会に列席したか否か等を窺わせる記述は、どこにもみられない。

3 編纂・翻刻の原則

以上が海後の手許に残された『記録』の全貌である。

その態様は先にもみた通り、多様かつ複雑なものがあるので、これをお通常の会議記録のように、そのままの形で翻刻することはできないし、また、それを行ってもさして有意義ではない。そこで、二では、次の原則にもとづいて翻刻を行いたい。

(一) 海後幹事による全一〇回の各次の委員会の発言摘要の翻刻を主眼とする。

(二) 答申については、その基礎となる審議の行われた回次の委員会の発言摘要の後に、(1)幹事により起草された草案、(2)その修正文、(3)委員会に提出された修正案、(4)提出正文、等のどの類型に属するかを文書の様態により判断し、綴じ込みの順序に拘ることなく、判断に従って順次翻刻した。

(三) 委員会に提出された資料については、発言摘要から判断して、該当委員会の部分に収めた。判断のつかぬるものについては、末尾に収めた。

(四) 原簿一三〇～一三六頁に所収の大学制度臨時審査委員会の報告については、「東京大学百年史 資料」(一三～三一頁)に收められたるので、本稿では割愛した。

○法学部

横田喜三郎

①よこた・きさぶろう(旧姓・岩田) ②愛知県 ③明治二九(一八九六)・八・六(四九歳) ④第八高等学校 ⑤東京帝国大・法・法律・大正一一 ⑥東京帝大法学部助手(大正一)・同助教授(大正一三)・仏独米留学(大正一四～昭和三)・同教授(昭和五)・評議員(昭和一六～一八) ⑦国際公法第一

末延 三次

①すえのぶ・さんじ(旧姓・平井) ②熊本県 ③明治三二(一八九九)・一二・五(四六歳) ④第五高等学校 ⑤東京帝大・法・法律・大正一二 ⑥東京帝大法学部助手(大正一)・同助教授(大正一四)・英米留学(昭和三～六)・同教授(昭和七)・評議員(昭和一七～一九) ⑦英吉利法第二

○医学部

福田 邦三

①ふくだ・くにみつ ②岡山県 ③明治二九(一八九六)二二・一〇(四九歳) ④第八高等学校 ⑤東京帝大・医・医・大正一 ⑥東京帝大医学部副手(大正一)・同助手(同)・同助教授(大正一三)・米英留学(昭和四～六)・同講師(昭和六)・名古屋医科大教授(昭和六～一)・東京帝大教授(昭和一二) ⑦生理学第一

座 ⑧その他

○第一工学部

龜山 直人

- ①かめやま・なおと ②東京府 ③明治二三(一八九〇)・五・一九
 (五五歳) ④第一高等学校 ⑤東京帝大・工科・応用科学・大正二
 ⑥大学院・東京帝大・工科・講師(大正三)・同助教授(大正五)・英留
 学(大正一)・一四)・同教授(大正一四)・評議員(昭和一七)・一九)・
 同(昭和一〇) ⑦応用化学第四・応用化学第一(分担)

今井登志喜

- ①いまい・としき ②長野県 ③明治一九(一八八六)・六・八(五九
 歳) ④第一高等学校 ⑤東京帝大・文科・史学・明治四四 ⑥大学
 院(明治四四)・東京外國語學校講師(大正八)・一高講師(大正九)・
 同教授(同)・東京帝大・文助教授(大正一三)・英独仏米留学(大正
 一二)・一五)・同教授(昭和五)・評議員(昭和一一)・文学部長
 (昭和一四)・一九) ⑦史学地理学 ⑧大学制度審査委員会・同臨
 時審査委員会委員(昭和一二)・一五)

海後 宗臣

- ①かいじ・ときおみ ②茨城県 ③明治三四(一九〇一)・九・一〇
 (四四歳) ④第五高等学校 ⑤東京帝大・文・教育・大正一五 ⑥
 大学院(大正一五)・助手(同)・国民精神文化研究所員(昭和七)・東
 京帝大・文・助教授(昭和一)・一五) ⑦教育学第一 ⑧大学制度審査
 委員会・同臨時審査委員会幹事(昭和一二)・一五)・(米国)教育使節
 团事務局業務部員(昭和一一)・一五)

久松 潜一(臨時委員)

- ①とだ・ていぞう ②兵庫県 ③明治二〇(一八八七)・三・六(五九
 歳) ④第一高等学校 ⑤東京帝大・文科・哲学(社会学専修)・明治
 四五 ⑥富山県立薬専助教諭(大正一)・同教諭(大正四)・東京帝大・
 文科・助手(大正六)・同講師(大正九)・米留学(大正九)・一)・同助
 教授(大正一)・同教授(昭和四)・評議員(昭和一四)・一六、一七
 (一九)・文学部長(昭和一九) ⑦社会学第一 ⑧大学制度審査
 委員会・同臨時審査委員会委員(昭和一二)・一五)・憲法研究委員会
 委員(昭和二)・一)

正一三)・英獨米留学(昭和一〇~一一)・同教授(昭和一二) ⑦国語国文学第一

同教授(大正一二)・免官(昭和一二)・教授(昭和一〇~) ⑧植民政策一國際經濟編 ⑨憲法研究委員会(昭和一二~)

○理学部

鮫島実三郎

①さめじま・じつさぶろう ②大阪府 ③明治二三(一八九〇)・七三(五五歲) ④(不詳) ⑤東京帝大・理科・化学・大正三 ⑥大学院(大正三)・東京帝大理学部講師(大正五)・米仏英蘭留学(大正七~一〇)・東北帝大理学部助教授(大正一〇)・同教授(大正一二)・東京帝大理学部教授(大正一二)・評議員(昭和一九~) ⑦化学第一

二 翻 刻

1 第一回~第十回委員会記録並びに答申・資料

凡 例

一 発言摘記・答申を通じ、旧字体は新字体に改めた。

二 僮名遣い、送り仮名等はすべて原文のままとした。片仮名、平仮名の混用も同じである。誤記・脱落については〔ママ〕を付した。

三 各回の委員会の標目(例、「第五回」等)の表記はすべて原記録のままでした。但し、I、II、III、IV、Vとその下の見出し、○および《》の記号、また《》内の語句は読解の便宜のため翻刻者が付したものである。

四 発言摘記には記録者の手によって随所に傍線、圈点等が付されている。答申原案作成の際の記入とみられるが、翻刻に当たっては省略した。

五 発言摘記中〔 〕は、翻刻者による注記を示す。

六 答申は、傍線によって原記録中の補筆・加筆された部分を示し、「 」によつて削除・抹消部分を示した。二重傍線は、補筆・加筆された部分にさらに補筆・加筆を加えた部分を示す。

(例) 修業年限(数)……「修業年数」を修業年限に訂正。

七 裁説不可能の部分は□で示した。

○経済学部

矢内原忠雄

①やないばら・ただお ②愛媛県 ③明治二六(一八九二)・一二七(五三歲) ④第一高等学校 ⑤東京帝大・法科・政治学・大正六

○第一回

昭和二十一年三月一日
午前十時—十一時

出席者十一名

（国字問題ニツイテ）

テヲル。アルハベツトノ学習時間、漢字ノ学習時間ニツイテノ調査アリ、國語問題ヲ今日ハトリアゲタ。久松教授が臨時委員トシテ参加、時枝、辻不参加。

三月一日 第一回委員会

出席者十名
外二臨時一名

制度委員会 委員

- 横田教授 × 末延教授
- 福田教授
- 第一 亀山教授
- 第二 潤藤教授
- 鮫島教授
- 浅見教授
- 矢内原教授

医学部

工学部

経済学部

文学部

- 今井教授、○久松教授、（臨）
- 戸田教授 ○海後助教授

〔メモ用紙に筆記〕

《発言摘要》

（部長）日本ノ教育制度全般ニツイテノ研究ヲナスコトヲ總長ヨリ要望アリ、特ニ國語問題ニツイテノ考ヲマトメラレタイ。教育視察團ガ来ルマデニ重要ナル問題ノ方針ヲ決定シタイ〔三月中ニ意見ヲマトメルコト—補筆注記〕、司令部ニ於ケルHall氏ノ主張アリ、日本ニ於テカクノ如キ國語ヲ用ヒルコトガ邪魔ニナツ

○横田氏 〔委員会ノ運用ニツイテ意見ヲ述べタリ。—補筆注記〕
憲法問題ニツイテハ今ノ政府ノヤリ方ハ適切デナイ、議會ヲ通ジテナスペシトシタリ、國語ノ問題ハ適切デアルカラ、コレヲツテ發表スル方法ヲトルベシ。
○部長 司令部内ニハ自然科学ノ方ハローマ字ニテ書キ得ル故ニ先ヅコノ方面ヨリローマ字ヲ用フベシトノ意見アリ。

○亀山 カナ書キノ考ヘモアルノデハナイカ。ローマ字ヨリモカナ文字。

○福田 国語問題ノウチ外来語ニツイテノコトアリ。外来語ノ使用状況及ビ将来ノ使用ニツイテ考フベシ。日本語ヲ用フルコトニハ動カヌ。国字問題トシテハカナ書キハ一日ニテ直チニツカミ得ナイ。カナモ書キ方ヲ結ビツケテナセバ能率モアガリ改良ノ余地アリト考ヘラレ。

漢字ノ同音異義ノコトヲ解クコト。漢字ト日本語ガ一対一トナスコト一漢字ハ一語トナスガコノ整理改良ガ重大デアル。

国語審議会ハ大学ニテモコレヲ開カレタシ。

久松 国語研究ヲ大学ニテナスコト贊成ナリ。外来語ハ何処マデ熟スルカニ問題アリ、ソレニヨツテ決定サレル。カナハ母音ヲ含ミ音表文字ガ日本化シテキルノガカナ文字デアル。

龜山 字ヲ先ニキメテソノ上デ言葉ヲ改ムベキデアル、言葉ヲカヘズニ字ヲ改ムベシ。

(5) 横田 話シテキテ音デ解ルナラバローマ字書キニテ解ル筈アアル矢内原 ホール氏ハ国語問題ト国字問題ヲ混同シテキル、ソノ成立ハ歴史的事情アリ。Hallノ如ク単ナル便宜問題トシテハトリ扱得ナイ。漢字ハコレヲ全廢スルコトハ如何、過去ト切り離シテ歴史ヲタチ切ルコト不可、支邦トノ関係ガアル故、アメリカノ立場ノミモニテ決シ難シ、教ヘル文字、書物ノ書キ方等ハコレヲ自由ニスレバ自然ニ落チツクデアラウ。

福田 医学上ノ術語ノ整理統一ノコトヲナシ、コレニヨツテ取扱

フコトトシ独乙語トヲ日本語トヲ□□ベテ使用セシム。

(6) ——漢字制限ヲナスコトハ異論ナシ、カクスレバカナガ多クナル。カナ文字ハコレヲ切ツテ用フルコトハ困難ナリ。

(7) カナ文字ノ用ヒ方ハ問ヲアケルト読ミヤスイ。

(8) ——国語協会、ローマ字会、カナ文字会ガ相談シテ実施可能ナル意見 Hallニ提出シタイ。国語協会ガ Hallガ提出シタルモノアリ。聯盟案ヲ提出スル。

(9) ——話ス通り二字ニウツス国語アリヤ、発音通りニ綴ル形ハナイ。英語モ發音通りニコレヲ綴ルベシト言フベシ、コ、ニ言葉ト文字トニ問題アリ。閔聯アレドモ別箇ノモノナリ。支邦デハ白話運動アルモコレハ成功セズ、若シローマ字ニヨリ国語ヲ改ムルナラバ世界ニ類例ノナイモノトナル、若シコレガナサレルナラバ問題アリ。

(10) ——ローマ字ニテハ便利ナルコト明カナリ、漢字アルタメニ国語ノ紛乱ヲ来シツツアリ。

部長——社丁教育調査ニテ教育効果ヲ見テキル。検査ノ際ニ簡単ナル試験ヲナス、国語ニツイテノ資料アリ。

(11) ——漢字ヲナクスレバエティモロジイガ解ラナクナル。文学、學問トカハ解ラナクナル、単ナル便利デハ解キ得ナイ、一国文化ニ影響アリ。

(12) ——漢字ノ使用ヲ改ムレバ文字ハ簡単ニナル。

(13) 今井 国字国語問題ハ容易ニ解キ得ザル問題ナリ。字ヲ用フル

コトガ定マツテキレバ語ハ改メラレヌ。漢字ヲ用フル以上フリ
カナヲ必要トス。コレハ大學ニテ到底コレニ結論ヲ与ヘラレヌ。
コヽトシテハ簡単ニ決定シテ、大學ノ意見トシテ結論ヲ出スニ
ハ困難アリ。漢字ヲ廃スレバ語ハ改メラレルガ決定〔ス〕ルコト
ヲ得ナイノデナイカ。

(注) 折角コヽニ改革ノ行ハル、際ニ意見ノマトマリタルモノヲマ
トメテ委員会トシテカク考ヘルトマトメテハ如何。大學ノ意見
トシテハ困難。

(医) (工第一) 聞イテヰテ解ラナイ表現ハ次第二改メラル。

コノ会トシテハ輪郭的ナルモノハコレヲ決定スルコトガ出
来ルノデハナイカ

(理) 音、文字、意義ノ一致ハ文化ノ発展ニ関係アリ、コレヲ一ツニ
スルガ如キコトハ大体ノ意見トシテ決定スベキデハナイカ、
社会ノ成り行きノ如クナルヨリ他ニナシ、漸次ニコレヲ実施
スベシ、初等教育デローマ字ヲ教ヘ漢字ヲ制限スルト言フガ如
クナスベシ。

(工) (亀山) カナトローマ字如何。

(部長) ローマ字ハ母音ト子音トガ分レテキルカラ使用シ易イ、カ

ナハ子、母音ガ一ツニナツテキルカラ音表ニハ不便。

(経) 一台湾デハカナニヨツテ文字ヲ現シテ都合ヨクローマ字ヨリモ
ヨロシト。

(今井) 朝鮮ノオンモンハ世界一ナリト言ハル。

(理) 一ローマ字ハインター・シヨナルト言フ意味ニテヨイガ
カナ書キモククツテナセバ読ミヤスイ、日本文化、文学ニ妨ゲ
ナケレバヨク、日用語ト文化内容ノ取扱トシテハ問題アリ、
一ローマ字書キニシテ制限サレル漢字ヲ入レタイトキハコレヲ
用ヒル。

ローマ字交リ漢字文トナスカ。

(理) 一一般ニハローマ字ニシテ、日本語ノ漢字交リ文ヲ古典トシテ
保存ス。漢字ヲ少クスルコトニツイテハ結論ヲ得タルモ、官報
新聞ガコレヲ用ヒザレバ実現セズ。新聞ノ用フル漢字ハコレヲ
制限スベシ。フリガナツケザレバ解ラナイ漢字ハコレヲ用ヒズ。
○勅語ニ於ケル漢字表現ノコト問題アリ。

〔漢字ヲ制限シテカナ文字交リニテ用フル。〕

国字問題ノ大學内ノ教授助教授輿論調査ヲナスコト如何。

(医) 一日本語及ビソノ表記法ニ関スル件

①漢字ハ次第二制限、②カナローマ字表現ハ単語、文章ヲ書
クトキハ獎励サルベシ。③音ト文字ノ不一致ハ改ムベシ、④大
学ニテハコレヲ進メルタメニ特別ノ委員会ヲ設ケテナズベシ
カクノ如ク一般的ニツカマヘテ發展サスベシ。

(理) 一国字改善ノ大綱ヲ積極的ニ決定スベシ。大ツカミニテ反対者
ナキ如キモノヲ言ツテモ仕方ナシ。現在ノ問題トナツテキル
Pointヲツクベシ。

(第二工) 質問法ニヨリ調査スベシ。ソノタメニ①現状、②ローマ
字、③漢字非常ニ制限シタモノ、④カナノ中ニ漢字ガ少シアル。

(カナ文字) ノ四ツニ分ツテ意見ヲ求ムベシ

《議事要旨》

〔五〕

国語ノ動キヲ推進スル方法が必要ナリ、全体ヲ動カスコトハ時間ヲ要シ簡単ニハ出来ナイ。

〔六〕

内容ナクシテ簡単ニ四ツ位ヲ立テ意見ヲ求メルモノレハ困難ナリ。

〔七〕

条件ガカラニテキルカラ yes、noヲカクニツイテハ返答困難ナリ。

〔八〕

我国ニ於イテハコレヲ改メネバナラナイコトヲ断固トシテ言フベシ。

〔九〕

ローマ字ヲ試ミテミルコトハ負担が多くナル、将来ノコトヲ見通サズシテハアリ得ナイ。

〔十〕

(ローマ字ガ国字ノ理想トスルカ否か。)

○質問紙法ニヨツテナスベキヤ否ヤ。

○質問ヲ大学全体ニ委員会トシテナスコトハ問題アリ。
○言文一致ニテ現ハス如クスル国字問題改造ヲ提案スペシ。(官庁、勅語、新聞ソノ他)

〔十一〕

漢字ヲ極度ニ制限スレバ表現ガ改メラレ容易トナルベシ。
〔十二〕

制限以外ノ漢字使用ヲ禁ズル如キ方法ヲ用ヒザレバ国字問題ハ解決セズ。

〔十三〕

言文一致ニスベシ。

〔十四〕

次回

(◎金曜日午前一〇時ヨリトナスコト 8日)

議事〔欄外〕

本委員会ハ教育制度全般ニツイテノ研究ヲナスタメ設ケラレタルモ、特ニ最初ハ国字問題ヲ議題トシ速カニ結論ヲ得タキ旨戸田委員ヨリ説明アリ。コレニ引続キ各委員ヨリ意見ノ開陳アリタリ。

本日ハ未ダ結論ニハ到達セザリシモ、一般ノ意見トシテハ表音文字ノローマ字、或ハカナ文字ヲ使用スルコトハ現在ノ如キ漢字交り文ヲ使用スルヨリモ理論上便利ナリト言ハザルヲ得ズ。然シ今直チニ表音文字ヲ採用シテコレヲ教育上使用スルコトニハ少カラザル問題アリ。殊ニ漢字ノモツ同音異義ノ問題ヲ解決セズシテ直チニ表音文字ヲ使用スルコトハ却ツテ不便ヲ來タスノ結果トナル。コノ際ハ先づ漢字ヲ制限シコレガ實行ニツキ特ニ厳格ナル方法ヲトリ、ソノ間ニ同音異義ノ問題^(マツ)ノ解決シ、更ニ国語表現ノ改良ヲナスト共ニ表音文字ノ使用ヲ獎励シ特ニローマ字ニツイテノ教育ヲナシコレヲ次第ニ徹底セシムルノ方法ヲトルヲ可トスベシトノ見解ニ達シタリ。

ローマ字ノ教育及ビコレガ使用ニヨル国字問題解決ニツイテハ、ローマ字ニ統一スルヲ理想トシ、順次ニシテ実現スペシトスル意見ト、日本語ハ常ニ母音ヲ含ム表音ナルタメローマ字ヲモツテ書スルコトハ必ズシモ便利ナリト判定スルヲ得ズトノ意見及ビ日本ノ文化學芸ノ伝統ニ開スル問題ヨリシテ單ナル便宜主義ニ基キテローマ字使用ヲ理想トスルト断定シテ立論スルコトニツキテハ尙ホ検討ヲ要スル旨ノ意見ノ開陳アリ。

漢字制限ヲコノ際実行スペシトノ意見ハ全員一致シタルトコロニシ

テ、コレヲ実行スルタメニハ先づ官庁ノ文書ヨリ実施シ、一般ニハ制限以外ノ漢字使用ヲ禁止スルガ如キ嚴重ナル方法ヲ必要トスル旨ノ意見開陳セラレタリ。

尚ホ国字問題ニツキテハ大学内ニ研究審議会ヲ設ケテソノ結論ヲマトメテ発表スベシトノ意見及ビ本学内ノ教授助教授全体ニ対シ国字問題ニツイテ質問シソノ解答ヲ集メテ本委員会ノ参考資料トナスベシトノ意見アリタルモコレヲ実施スルコトニツキテハ意見ノ一致ヲ見ルニ至ラズ。

次回委員会ハ三月八日(金)午前十時ヨリト決定シタリ。

○第一回 昭和二十一年三月八日
午前十時—十一時

国字問題

教育制度委員会 第一回
三月八日(金)午前十時—
委員 法一末延委員、絹一矢内原、①第一、亀尾^(くび)委員、第二、瀬藤、②一福田、③一今井、海後、久松(臨)
委員七名 臨時一名 合セテ八名

《発言摘要》

第一回委員会記事。

久松委員ノ意見ヲマトメタル箇条書ヲ示シテ。(資料アリ)

- ①純正ナル国語ヲ確立シ平明ナル国語ニヨツテ表現スベシ
②漢字交リ文ヲ本体トシテ漢字ヲ節減スベシ、ローマ字モ合セテ学習セシムベシ

- ③ヒラ仮名ヲ主トシ、片カナハ標音記号トナスベシ、カナ使ヒハ歴史的トシ、字音カナツカヒハ標音ヲ用フベシ
④送リ仮名ハ統一スベシ。国語問題調査室ヲ設クベシ。
福田委員ヨリ説明アリ。印刷物ニヨル。

- ⑤字ト音トノ一対ノ関係トスベシトハ如何。

- ⑥。字ト音トノ一対ノ関係トスベシ。コノ原則ニヨリテナルベク一ツニスベシ。

- ⑦。平仮名ト片仮名トノ区別ハナクシテ可ナリ、分レル必要ナシ
標準漢字ハ国番ノモノハ^{1,300}字位ナルモコレヲ、何字ト限セズ、大体ニテ考フベシ。

- 今井 コノ国字問題ハソノ道ノ専門家ニタヅネ、全体ノ意見ガ帰スルトコロニ落チツクベキモノナリ、原則的ナルコトハ承認スルモ詳細ナルコトハ専門家ニマカスベシ、誰モ異議ナキトコロニテ決定スベシ
⑧ ①大勢ノ意見ヲ集メル、②専門家ガコレニヨツテ発案シ、③多クノモノガコレニ自然ニツイテ来ル二段ヲトルベシ、医学上ノ用語ノ統一資料アリ、コノ中ニハ制限漢字以外ノモノアリ、コレモ制限内ノモノトスベシトシテ努力シツツアリ
絹 人名モ平易ナル文字ニ改ムベシ、
⑨ 「第一、国語国字改良ノ必要、歴史発達ニヨル、第二、音ニ至

〔テ解ルローマ字利用 第二、音標文字ニテ記スコトヲ本則トス
ル。第四、当面対策

(会)

国語改良ノ技術的ナル問題ヨリモ政治的ニ考ヘテ、今日如何ナル点ニ

①漢字制限、②文章ノ平易化、詔書通達、③學術上ノ語ノ整理
平易化ト共ニ文学表現ノ価値ヲ維持スルコト、④翻訳□□文ノ
平易化ヲ計リ批判スルコト、⑤カナ、ローマ字書キヲ普及ス。

カナ、ローマ字ノ普及ニヨツテ日本語ヲ正スコトナル。⑥国語問題ノ啓蒙ヲナス。研究所ニハカリ雑誌ヲ刊行シテ模範的ナル日本文ヲ普及セシム。国語改良ハ民間運動トナスベシ。ローマ字ハ学校ニテ正課トシテ教ヘル程ノ必要ナシ、ローマ字、カナ文字ノ本ヲ多ク出版スルヤウニスベシ。自然淘汰ニ持ツベシ。

(第二回) 国語ノ専門研究ガ足リナイ、殆ンドナサレテキナイ。コレハlife-workトシテナサルベシ。

(第一回) 平易ナル表現ニテ示スベシ。新聞ノ表現ヲ改ムベシ

字音仮名遣ハ発音通りニスベシ。コレハ異議ナシ

(会) 法律ノ条文等ハ平易ニ書き現ハスコトガ出来ルカ。コレハ可能ナリ。

(会) コノ委員会トシテハ概括的ナル結論ヲ簡略ニシテ總長ニ示シテハ如何。

(会) 純正ナル日本語ヲ保存スル上ニモ、カナ、ローマ字等ノ言葉ノ純正ヲ保ツベシ。

(会) 漢字ノ整理トカナ、ローマ字トヲ併行シテ用フベシ。

福田「四項目トナス——補筆注記」、矢内原兩氏ノ意見ヲモト
〔ト〕シテコレヲ一ツニスベシ。

〔ト〕将来ハ音標文字〔漢字ハ全廃スベシ——補筆注記〕トスルカ、

漢字交リ文トスベキカ、コノ点ガ分レテキル。

○敬語ヲ整理スルトコニツイテノ意見アリ。言語ノ階級性ハコレヲトリ外スベシ。

○国語研究家ヲ中心トシ多クノ素人モ入ツテ研究ヲナスベシ。

○次回ニ於いて両氏案ヲ一ツニシテ幹事ノ下ニテ下案ヲツクルコト。
○次回日取決定、委員長ノ都合ヲキ、テ決定スルコト、

瀬藤氏 電話 二テ

末延 赤坂 一、三三八

今(井)荏原 二、四五八

亀山 小石川 一六五

久松 ネリマ 六七四

○第三回 昭和廿一年三月十三日(金)
於 文學部長室

①○国語問題答申案決定、

②○学校年限問題、——コレヲ中心トシタリ、 次回ニ議決ノコト

③○今後議スベキ問題、

三月十三日 第三回 (農、医、経、法(末延—補筆注記)、理、第一工)

《發言摘記》

海後、答申案を読んで説明

経 ④ノ特ニヲ加ヘルヤ否ヤ。

〔医〕 文体、語法の問題について、これについては、選練されたよい語法文体がつくられるべきである。③として入れること。一項をあげて入れること。

○ 科学的に表現すること、文字の表現に於ける學術語の科学的正確さを文学表現と共に考ふべし。

經 惡文ノ征伐をなすべし

。従つて文体は總べて口語体となすべきである」〔コレハ省クコトハ——補筆注記〕

一、の中平易、明確なるとする。

教育年限を如何になすべきか。

部長 現在ハコノ問題ニツイテ国民8年、中学高等を一つに合せて5年〔8—5—4—補筆注記〕として、大学を4年トスルコト。コレニテ一ヶ年短縮スル。

中等と高等を合わせて4年とし、大学を4年とし、大学院2年とする」と。

大学院は名のみのものあり、これを改める必要あり。文科系統
は不備なり。

（理）職業教育ハ中学校ニテナスベキカ、専門学校如何、

8—4—2年の専門学校を置いてやる。現在の中学校はあまり

役に立たぬと言ふべきである。

部長　自然科学側に文科的教養がかけてゐて、人間的教養が薄い。

音楽美術学校を例をとつて単に技術のみに力を注ぐ
治を欠くのではないか。

教育使節団の会にてこのこと問題となり柿沼氏は実験実習の際

(医)歴史哲学文学芸術に対する理解が薄いとの考へが共通で、文化講義その他多く補充すべきであると言はれてゐる。

経年、学校制度の問題については①国民の水準を高める意味は、生じてゐる。一方で、この問題に対する社会的認識は、必ずしも進歩的ではなく、むしろ保守的である。

学校の一年二年と、五年とは著しい身体精神的差あり、三年以上は切り離して別の学校として取扱ふべし。③法経の出身者が頭がかたくて大学を終つてから勉学しない。彈力性をつけるた

めに一年を短縮して活潑な働くわくをなさしむべし。学問をなすものため大学を終つてから大学院だいがくいんにて学問となる方法を講ずる必要あり、大学院二年として結局一年の延長する。

教養の点にては高校の文科理科を廃すべし

工学部学生は文科的教養が少いと言ふべきである。文科学生は自然科学的教養が少ない。

国語問題を解決すれば文科教養の時間はあるべし。教養については道義、公民、修身等を廃すべし。而して時間を

短縮して教養を高めべし。

総長ノ提出シタル問題、

- (1) 大学年限を四年とする事。現制にては三年にてよろしとの考が多い。経、理も二年をよしとし、なるべく早く出したい。若くフレツシユな時に仕事が出来ることとなる。
- (2) 総長の意見には大学院に入れる卒業してから医局にての研究をなしてゐるので事実は年限が延びてゐる。医局の年限を学校の中に入れるか或は卒業してから責任をもつてなさしむる方がよい。

国家試験の問題

1—4〔国民学校——補筆注記〕—5〔国民——同上〕—3〔中——同上〕——中学4年以上は大人として考へる。尋小四年の意味はある。その後十五才位迄に相当のびる。4年—5年—3年にて高校卒迄に二年短縮。

- (3) 総長の意見には体育の必要より四年とする考にあり、これは如何、
〔部長〕 総長は自から考へ自からなす態度をつくり学に親しむの風をつくるべし。それには四年を必要とする。

高校より一年とつて四年の大学となす。大学は講義が多い、学生に自からなすの考なし。

(4) 実業学校は如何、

実業学校は中等教育と併行したものとその上のものとあり。
中学4年5年は上級の学校に入る。(国民)4—(中學)5—〔以下無記〕

《答申》

19日 火曜、午前十時より。

国語国字改善問題に関する答申

I 幹事草稿等〔次〕

II 最終成文

国語国字改善問題に関する答申

一、国語の改善は日本文化進展のためこの際実行せらるべきで、そ

の改善は常に国語の発達を基本として行はれ、純正にして平易明確な国語を確立するを目標として進まねばならない。国字改善の問題もこの方針によつて始めて適正な処理をなすことが出来る。

二、国語は耳に聞いて直ちに解る言語たらしめるやうその発達を促進しこれに必要適切な改善をなすべきである。

三、現在の国字は漢字交り文を用ひることを本体として決定し、常用漢字はこれを制限し次第に同音異義の文字を整理して平明な国語に到達する方策をなして直ちにこれを実施すべきである。

四、漢字制限は学校教育に於いてこれを実施するばかりでなく、新聞雑誌書籍も同一の方針をもつて進み、特に詔勅、法律命令、官厅通達告示等の用語もこれによるべきである、学術上の専門語、翻訳語等も制限内の漢字を用ひて平明に表現するやう改善すべきである、但し文字を制限することによつて文学的表現の水準を高く保つことは害はるべきでなく、单一化をさけ語の豊富さを失はぬ工夫がなさるべきである。

五、国字改善のためには音標文字をもつて表現する方法を促進すべきでこのため仮名文字の使用が奨励せられ、ローマ字の普及がなされねばならない。国語が改善せられ耳に聞いて直ちに解る言語となつた際には音標文字を用ひることを本体とすべきである。六、仮名遣については字音仮名遣は発音仮名遣を採用し、国語仮名遣は歴史的仮名遣を用ひることとし、これを直ちに実施すべきである。

七、国語問題を研究しその結論によつて改善をなすため本学に綜合的な国語研究機関を設け、国語学者その他各方面の識者の協力を得て継続的な研究を行ひ、学問的な結論を発表して国語の改善を促進すると共に雑誌その他によつて啓蒙運動をなすべきである。

ある。

昭和二十一年三月十三日

教育制度研究委員会
委員長 戸田貞三

〔原文タイプ印刷、原簿335頁〕

○第四回委員会 昭和二十一年三月十九日(火)
自午前十時

第四回委員会

三月十九日(火) 午前十時ヨリ文学部長室

出席者 龜山、矢内原、横田、戸田、海後、鮫島、福田

《発言摘要》

部長 学校年限ノ問題。ソノ前ニ教育ノ根本理念ニ□□コトニツイテ提議アリ 横田委員ヨリコノ意見アリ、教育勅語ニ代ルモノヲ出スコトニツイテノ大学ノ意見、文部省及ビ委員ハ勅語ノ形ガ最モ effective デアル ソレ故勅語ノ形ニ於イテ教育ノ根本方針ヲ示スコットナル。大学ニテモカ、ル内容ノモノタルコトヲ示スベシトノ意見アリ、
アメリカ側ハ勅語ノ形ニテハヨロシクナイトノ考ナリ。司令部

ノ首脳者ハコレヲ理解スルモ、CIE又ハmissionハ勅語ノ形ハオカ
シイトアリ。

学校体系ニツイテノ問題

○各國教育制度ニツイテノ説明アリ、海後、
○菊池大麓氏ノ学芸大学案アリ。コレハcollegeトシテ改メタルモノ
ナリ。

部長

○出来ル限り永ク勉強スル習慣ヲツケルベキデアル、大學卒業
スルト勉強セズコレハ如何ニシテ起ルカ。

工一昼間ナス仕事ガ勉強ナラト考フベシ。ヒルマノ勵ギノタメニ夜
ハ勉強ガ出来ナイ。

○研究心ガナイト言フコトガ問題ナリ、キマツタ仕事ヲキマツテ
ヤルバカリデ創造的努力ナシ。

○勉強シナイト言フノハ社会ガ能率ノ悪イコトヲナス。

○医專出ト大学出トヲ比較スルト差アリ、マンネリズム的ナル治
療ヲナスモノト、研究的ナル態度ニテナスモノトノ差アリ、考
ヘテナス医者ハ大学出二トイ、コレハ医專出ノミデハ分析スル
力ガ備ハラナイノデハナイカ、医專出ハ研究室ニキテモ研究的
態度ガ出来ニクイ。ソコデ医專全廢論ガ出ル。態度ハアツテモ
実ガ結バナイ、医長ノ下デ勤ラクノニハ専門学校出ガヨイ。

○適当ナル年齢ニ適当ナル方法デ教育ヲナスベキモノナリ。高工ハ専
門ノ仕事ヲモタルニハヨイ。然シ、研究スルニハ大学出ヲ要ス。

○専門学校、大学ヲ四年トシ、中学ヲ四年トスレバ如何。
○大学制度委員会ニテハ高校三年、大学三年ノ結論ガヨイ。コレ

ヲ改ムルニハ大キナ委員会ヲ要ス。コノ委員会ノ性格ニツイテ
問題アリ。

社会ニ於イテ働キ出ス年限ニツイテ問題アリ、大學ヲ出ル年ヲ
兵役ガナクナツタタメノバスベキカ否カ。民主的ナル教育ヲ施
スニハ大学ノ年限ガ問題ナリ。

総長ハ四年制大学ノ主張アリ、法学部ハ以前ニ四年ナリキ。

○四年制ハ工学方面ニテハ必ズカウスベシト言フコトハ言ヘナ
イ。三年デヨイ。

○中学四年、専門高等四年トシ、大学ハ四年トシテハ如何。中等
学校ノ教員ハ素質ヨクナイカラ、早ク上へ入レタナラヨイ。

○(部長) 青年学校ハコレヲ中等学校程度ノモノトシテコレヲ強化ス

ル。高専ノ下級程度ノモノハ中学校程度ニテナシ得ル。中等
学校程度ニモツト力ヲ入レル。

○(医) 国民学校ノ年限ヲ問題トスベシ。教師ノ学力ヲ高メル、優等生
ノ実力ヲノバス、国字改良等ニヨル、内容上五年マデデ六年程
度ノコトヲ教ヘ得ル。

○(第三) 義務教育年限ヲ延長シテ教育ノ程度ヲ高メル。国民学校八年、
ソシテ中等学校高等学校ヲ一ツニシタルモノヲオク。義務教育
ハ年限デキメルカ、学校デキメルカ。

○(第二) 年限ノ問題デナク、教育内容ノ上ニテ能率ヲアゲルベキ
デハナイカ。

○國家ガ教育ニ対シテ多クノ力ヲ入ルベキデアルト主張スベシ。
大学ニハ様々ナル程度、内容ノ差アリテモヨシ、大学ノ交換等

〔施設ノ相互利用—補筆注記〕ハナスベカラズ。

部長 私立学校ガ悪イトコロハ經營化シテキル、營業化シテキル、

コレハ問題アリ。

認可シタル学校ハコレヲ國家が保護スベキトノ意アリ

國立二橋助ノルモ国家ハ大學ノ經費ヲ下タヘキモハガテノ
國民ノレベル止ゲルタメニ、國民學校ニロリ國費ヲ用ワビ

部長 教育委員会ニテハ大学ノassociationヲツクルベシ、コノassociationニテ總ベテ決定ス。

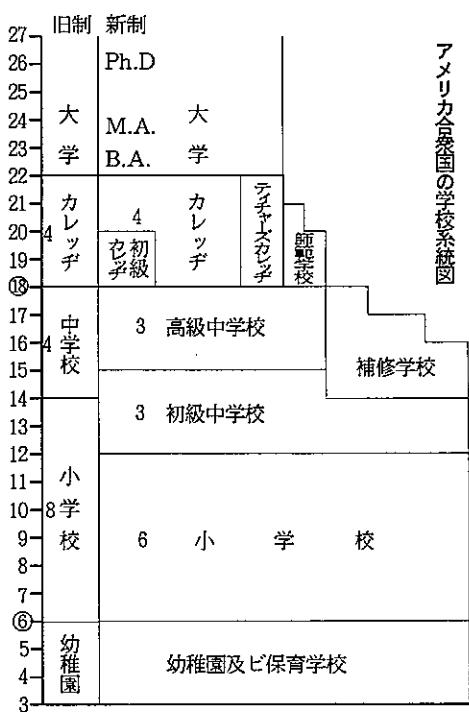
○教育年限ハ大学ヲ三年トスベキ力四年トスベキ力、

コレヲ決定シテ答申スベシ。下ヲ如何ニカヘルカニヨツテ大學

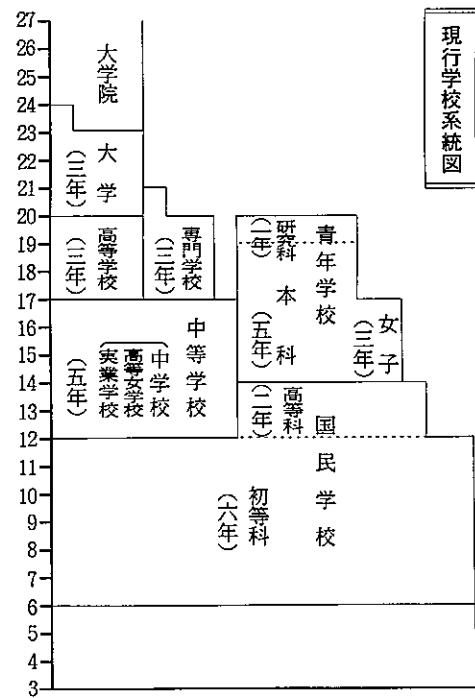
ハ異ナル

高等学校卒業ノ程度ハ麥テサルモノナリトノ予想ニテ大学ノ年限ヲ改ムルカ否カヲ決定スベシ。

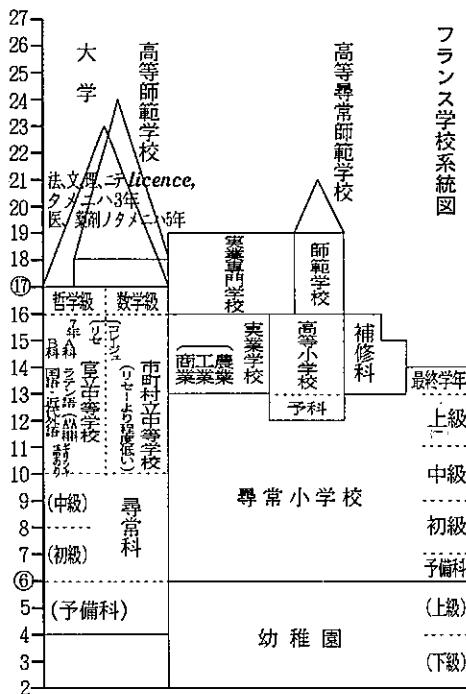
次回
26日 火曜日 午前10時より



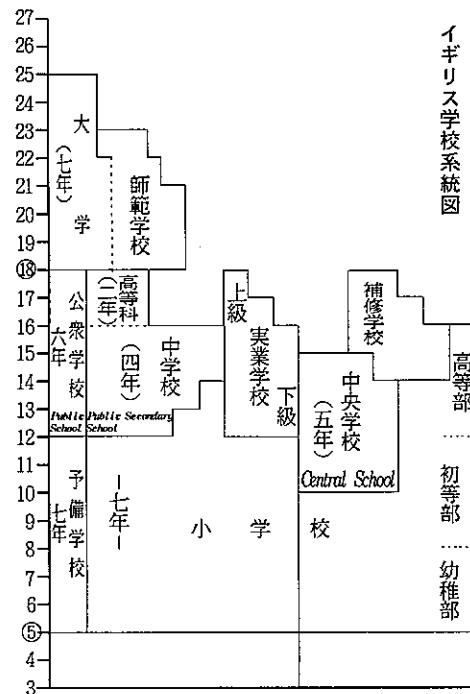
アメリカ合衆国の学校系統図



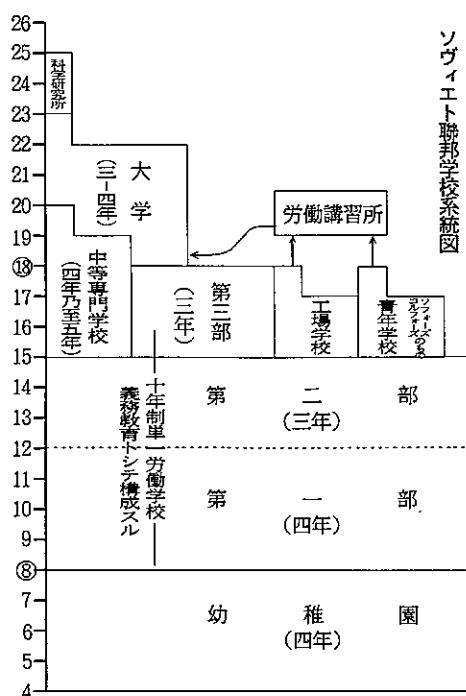
[原文孔版、原簿72、141、及び142頁。]



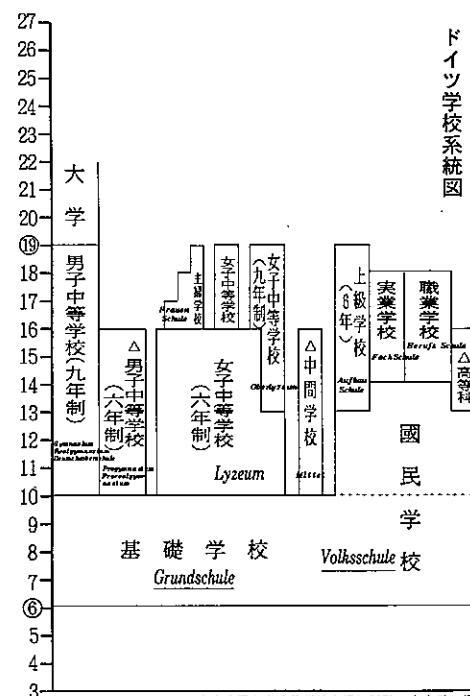
〔簿冊138頁に添付。方眼紙使用。海後筆か。〕



〔簿冊126頁に添付。方眼紙使用。海後筆か。〕



〔簿冊140頁に添付。方眼紙使用。海後筆か。〕



〔簿冊139頁に添付。方眼紙使用。海後筆か。〕

菊地大鑑案	高等研究部	④	⑤	⑥
	大学校	中学校	小学校	

教育改革 同志会案	大学院	⑤	⑤	⑥
	大学校	中学校	小学校	

米国 大学院	Ph.D	④	③	③
	M.A.	④	③	③

米国 大学	B.A.	③	③	⑥
	カレッジ	ハイスクール	ジュニア	セミナリースタートル

日本 大学	③	③	⑤	⑥
	大学	高等学校	中学校	国民学校

日本 大学院	③	③	⑥	6
	27	26	25	24

〔海後幹事筆 原簿124頁、方眼紙使用。〕

○大学ノ年限ニツイテ。法学部ニ於イテハ南原氏ガ四年トスル考アリ。

○実際ハ三年以上在学シツツアリ 文科生徒ハ約2-3ガ三年ニテ卒業シツツアリ。工学部ハ一割位ガ後レテキル。第二工学部ハ四年位ノ方ガユツクリト教育スルコトガ出来ルトノ考アリ。

○工学部ハ四年トシタイガ年限ガノビルノハイケナイカラ高等学校ニ基礎教育ヲナシテ欲シイ。工学部ノ教授ノ意見トシテ四年ノ方ガヨイトノ中間報告アリ、ユツクリ教育ガ出来ルコトナル〔高等学校ヲ現状ノマヽトシテ考ヘル。——補筆注記〕。亀山

校ノ基礎教育ヲナシテ欲シイ。工学部ノ教授ノ意見トシテ四年ノ方ガヨイトノ中間報告アリ、ユツクリ教育ガ出来ルコトナル〔高等学校ヲ現状ノマヽトシテ考ヘル。——補筆注記〕。亀山

委員ハ三年説ラトル。

○〔第二工〕 外國ニテハ四年ガ普通デアル。外國ハ世ノ中ニ出テカラ勉強スル機会ガアルガ日本デハソレガ出来ナイカラ四年ニスル考ガ成リ立ツ。世ノ中ニ出テカラハ勉強ガ出来ナクナツテキル、知ツテハキルガ本当ニソレガ使ヘルヤウニナツテキナ。

○——教授会ニテ意見アリシモ、四年反対、日本ハ済政的ニ困難、

父兄ノ負担ガ重クナル。学科課程教授法ノ改善ニテ三年デ出来ル、体育モ設備ガアレバ出来ル、若イウチニ世ノ中ニ出スベキデアル。世ノ中ニ出テシマヘバ学問ヲシナクナルノデアルカラ、学生ハマスヽ硬化シタ頭トナル。学科課程ヲ整理シ教ヘルコトヲ少ナクシ。学制全体ヲ通ジテ一年又ハ二年ノ短縮スペキデアル。中学ヲ四年トシテ大学ヲ四年トノバシテモ可ナリ。

○前回ノ概要、大学ノミノコトトシテ研究スルコトニス。
○理学部ハ現在ノ三年制ガ適當ナリトノ較島委員アリ

〔年限問題
ノ結論〕

○法、文、経、ハ三年、工ハ四年説アリ。医ハ四年、〔薬

三年制——研究者トナルハ更ニ方法ヲ考フベシ。——補筆注記
病院教育ノ年限ヲ入レル考アリ。国家試験ヲ医師ニスルコトニ
ツイテ現在ノ問題アリ、三年半デ医学教育ヲナシ病院実習ヲナ
ス。内容ヲ改メ□□上デ四年トナスコトガ結論ナリ。

現行制ニテ可ナリトノ、経済上ノ理由、卒業後学習ニヨリテ補
充スルコト

國家試験ニテ教育ガ阻礙サレルコトヲ改ムベシ、工学部ニテハ
少數意見トシテ四年説アリ。

医ハ四年ニテ可、但シ少シ年限足ラザルモコレハ学科課程ニテ
考ヘル。

高等学校終ル迄ノ年限ガ短カケレバ四年トシテモ可ナリトノ説
多數。中学又ハ高校一年短縮スレバ四年トシ〔テ〕可ナリ。

(医) 医学部トシテハ在来ノ学力ニテ入学セシメタシ、年齢ガ若い程
研究セシムルニハ良ク、医者トナルニハ年齢ノ高イ程ヨイ。開
業医ニナツテヨク働クニハ特別ナル方法ヲ必要トス。

○ 経済学部矢内原氏ハ8-4-4制ヲトル。

部長 現在ノミッションニテハ高校ト中学校トヨ結合ヒ合セル考アリ。文部省

ハソレ独自ノ考アリ。師範学校ハ現制ノ如キモノデハナクナリ、專

門学校ハ大学化スル。中学校、高校ノ年限ハ短縮サレルデアラウ。

高校迄ノ年限短縮ノ□□□□四年トナス意見。

大学ハ専門学校出ガ入ルコトトナルデアラウ、青年学校出ノモ
ノニモ大学ニ入ル機会ヲモタシムベキナリトノ意見アリ。

(第2工) 大学入学者検定ノ問題アリ。前段階ノ学校トノ関係ヲ明

カニシテナス。傍系ノモノニモ資格試験ヲナス考、即チ機会均
等ハサケ得ナイ。

(医) 資格試験ニナシテ傍系ノモノニ進學ノ途ヲ与フベシ。傍系ノモ
ノハ卒業後ニ於テ延ビナイ。

青年学校ノモノニハ勉強スル機會ヲ与フベシ。図書館、通信教
授、ソノ他ニテナスベシ。

中卒ハ高卒ノ資格試験ヲ与フベシ。

大学ノ男女共学ノ問題ハ可。機会均等トナスベシ。場所ニヨツ
テハ女子ノ入学ヲサセヌト學校アリ。

○ 女子ヲ入学セシムル場合ニハ多數入学セシム。〔大学ノ入学者
ヲ増加セシムルコトヲ前提トスル。——補筆注記〕

(次回)

○第六回 昭和二十一年四月一日(月)

午後一時より四時半

次回、期日ハ四月一日(月)午後一時ヨリ、

四月一日(月)午後一時より

出席者 部長、瀬藤、矢内原、福田、海後、亀山、鮫島。

《発言摘要》

○答申案を提出、朗読。

経、——この委員会の答申は適切であるが、総長は学校体系全体を問題となすべしとの意向であった。中学校、高等専門学校の制度が改められるとすれば学校制度全般の検討を必要とす。

大学制度委員会の曾つての答申は今日民主化の問題があつて事情は全く一変してゐる。

大学制度のみでは学校体制が決定出来ない。

この答申提出の際に日本の教育制度全般についての意見を述べては如何か。

部長——総長は学制全般を審議する希望なり。

〔学校体系ノ問題〕——補筆注記 外部にては学制改革意見ガマトマリツツアリ。Mission の日本側委員会にて答申が決せられつゝあり。

○ 6-2 [H] —— 補筆注記] — 4 [S.H] — 同上] — 4 案、 6-3

— 3-4 案あり。

○ 8-4 制、矢内原、 5 [E] — 同上] — 3 [J.H] — 同上] — 3

[S.H] — 同上] 制あり、 鮫島、 福田、

学校ノ切レ目ハナルベク上ノ方ヘツケルコトガヨイ、小学ハ5年として早ク上級ヘ入ラセル。上級学校へ早ク送ル。五年修了ノモノガ6年程度ニテ一年早ク進学スルコトトス。

ス。

部長 高等学校ハ存置スペキヤ否ヤ、高校ハ特權的ナル考ヲモタセ

自信ヲモタセルガ国民一般ニ対シテハヨクナイ影響アリ

(医) 高校ノヨキ点ト悪イ点ヲ指摘スル必要アリ。世間ニテ言ハレナ

イコトデ一ツ高校ノ特質トシテアゲルコトハ日本ノ近代化ニ役割ヲ果シタ。自由、自治ト言フモノガ日本ニ浸透シタトコロヲ考フベシ。

⑥ 高校ハツメ込ミ主義デナク、ユツクリシタ氣持チニテ勉学セシム。ノビ／＼勉学スル所ガヨイ。コノユトリアル形式ガ優レタ点ナリ。高級中学ハ全部高校ト同ジ形ヲトラシムベシ。

〔2〕 我国ノ学校ニテハ入学試験ガワザワヒトナツテキル、人ヲオシノケテ上級学校ニ入ルコトガ、ソノ学校ノ教育ヲ破ルコトナリ、入試ノタメノ勉強ノミラナス。

① — 入試技術、学校体系ヲ改メルコトガ必要ナリ。学校ガセマキ門トナツテキル。ソコニ問題アリ。入試ハセリ合ヒトナツテキルノデアルガ、コレハ入試技術ガ正シクナイ。資格試験ニナシ、セリ合ヒトナルベカラズ。

学業成績ニ中心ヲオイテナスコトハ教育ヲ阻碍ス。推薦制度ハ如何、内申ヲ重ンズルコトトス。

② 入学試験ヲ改メテ、選定校ヨリ、下級学校ノ学科成績、生活の判定ヨリ上級学校入学ヲナサシムベシ、カクノ如キ方法ヲトレバ各段階ノ学校ガ眞実ノ教育ニ入り得ルノデアル。中学校、高校ノ教育ヲ目的ニ適ハシムベシ。

(部長)。専門学校ヲ如何ニスベキカハ、大学ヨリ考フベキコトナリ。

コレヲ大学ノ側ニオクカ或ハ現状ノマ、トスルカ。

医学部ニテハ今年ノ状況ヲモトシテ専門学校入学者ヲ詳細ニ調査シテ研究シ来年ノ入試ノ方針ヲ定ムベシ。

④ 高校専門学校ニツイテハ特ニコレヲトリアゲテ検討スベシ。

① 高校専門学校ヲ置クナラバ専門学校ノ生徒ニモ入学ノ資格ヲ認ムベシ。定員内ニ幾分ソノ位置ヲ許スベシ。専門学校ノ卒業生ニハ少數入学ヲ許スベシ。

⑤ 実力試験ヲヘタ上デ機会均等ヲ与ヘテ教育スベシ。

教育委員会答申

- ① 学校制度(年限)、② 教權確立、③ 教育勅語、④ 国字問題、
⑤ 地方学区序

○医学部ニハ資格検定試験ニ合格スレバ大学ニ入学スル途ヲ開ケ
ベン。資格検定ハ高等学校卒業程度ニテナスベシ

(部長)○専門学校ハ是非必要ナリヤ否ヤ、一級ノ技術者ハ大学出身者、第二級ノ技術者ハ専門学校ノ出身者トシテ考ヘテキルガ、ソレデヨイカ

① 定メラレタルコトヲ忠実ニヤルガ如キ位置ノモノヲ専門学校出ヨリトルコトハ如何、第一級大学出、第二級出、専門学校出、第三級中等学校級^(ワカ)二分レル。コノ三級ニテ学校ヲ構成シテハ如何、専門学校ハ入試モ相当ニテ、入ツタモノニ対シテ専門化シタセマイ教育ヲナスタメニ、上ニ立ツ技術者ヲツクリ得ナイ。専門学校出ハ自カラ考ヘルコトヲシナイ。企業指導ハ出来ナイ。

中等工業出身ノモノハ事務ヲナサシメ、第一線ニ立ツモノハソノ工場ノ養成所ノモノヲトル。

事実ヲ非常ニツメ込ミ、形式ノ定メラレタルモノヲ命令ニヨツ

テ行ツテキルトコロガ多イ。コレガ専門学校ノ弱点デアル。

④ — カクノ如キ人間ハ中等学校ヲ終ツタモノヲ実務ニツケテ訓練スベシ、ソレニテ教育ハ可ナリ。

① (社会教育機関ノ利用ヲナサシムベシ。

会社ハ自カラノ工場内ニ訓練機関ヲオイテナスベシ。

大学出ハ経済専門出ノモノヨリモ劣ツテキルガ、後ニハ会社ノ企画運営ニアタル

高商出ノモノハドツチツカズデアル 高商出ヨリ商業中学校出身者ヲアタラシメテ教育スベシ。

〔決定〕

○大学ニ於ケル修業年限ノ答申ハ他ノ学校トノ関係ガ定マツテカラ共ニ提出スルコトトス。
○高等学校、専門学校ハ如何ニスベキカラ次回ニ議スルコトトス
○次回ノ会議ハ九日(火)午前十時ヨリトス。

《答申》

I 幹事草稿

大学の修業年限に関する答申

一、高等学校修了までの修業年数が現制を改「の年数」めない場合にあつては、大学に於ける修業年限は医学部四ヶ年その他の学部は三ヶ年とする。〔基〕大学入学以前の修学年数を現制のまゝと

して年限延長をなすことは、各学部の学業の性質よりして今直ちにその必要を認めざるばかりでなく、戦後に於ける国家財政よりして或は家庭の教育費負担よりして適切でない〔なりとす〕。

一、若し学制改革の結果大学入学〔高等学校〕に至るまでの修学年数が短縮せられる場合に於いては医学部は五ヶ年としその他の学部にあつては四ヶ年となすことを適當とする。

〔海後筆、原簿81頁〕

《発言摘要》
部長、高等学校、専門学校ヲ如何ニスベキカノ問題ヲ提案セリ。
昨日教育使節団の報告ヲ発表セラル。コレニ於ケル学校体系論ニツイテハ日本側委員会ノ結論ニツキ報告アリ。文相ハ高等学

II 最終成文

大学の修業年数に関する答申

一、高等学校の修業年数が現制を改めない場合にあつては大学に於ける修業年数は医学部四ヶ年その他の学部は三ヶ年とする。大學入学以前の修業年数を現制のままとして年限延長をなすことは各学部の学業の実情よりして今直ちにその必要を認められればかりでなく、戦後に於ける國家の財政よりして或は家庭の教育費負担よりして適切でない。

二、若し学校制度によつて大学入学に至るまでの修業年数が短縮せられる場合にあつては医学部は五ヶ年、他の学部にあつては四ヶ年となすを適當とする。

昭和二十一年四月一日

教育制度研究委員会

委員長 戸田貞三

〔孔版印刷・海後筆、原簿26～27頁、82頁に複出〕

○第七回 昭和二十一年四月九日(火) 午前十時より

四月九日(火) 午前十時より、

出席者 部長、末延、矢内原、瀬藤、鮫島、福田、浅見

校廃止ヲ好マズ

第一案、第二案、説明アリ。

5-3-4案—第三案モ追加説明アリ。福田氏賛成

上級中学校ニ於ケテ実業教育ヲナスヤ否ヤハ問題アリ

第一案ニテハ師範、専門、高等学校ハ大学トナル。

大学ハ年限一ヶ年ヲ短縮スル、東京帝国大学ノ如キハ大学院ヲ中心トシテ教育ヲナスコトトス。

帝大ハ綜合研究所ニ中心ヲオキ大学又ハ大学校モコレヲ含マシム。大学ノ最低標準ハ委員会ニテ決定スル。コノ委員会ニテ決定スルコトトス。標準ニ上ラザルモノハ委員会ニヨリ除ク。

初級中学校ニ於ケテハ乙種農学校程度ノモノヲコノ中ニ入レルベシ。普及教育ヲナスカ専門教育ヲナスカ。

5-3-3-4—矢内原氏意見。21才ニテ卒業、義務教育九

年ハ長スギル。大学ヲ普及セシメテ教育水準ヲ普及セシメ、大

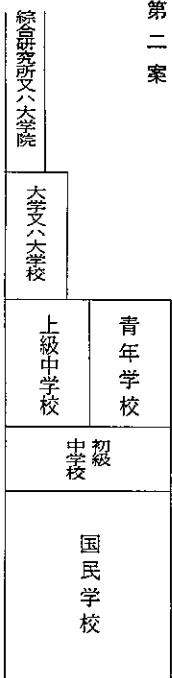
学院ノ充実ヲナシテ高等ナル学術水準ヲ高メル。

初級中学校ニヨツテ国民学校出身者ヲ全部収容スベシ。

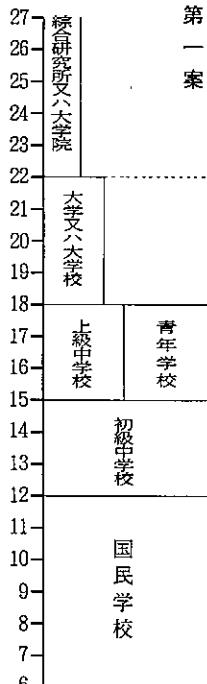
⑤—③—④—④ノ形ハ如何——部長、福田

⑤—③—③—④ノ形——矢内原、鮫島

第二案



第一案



〔年齢ノ若イモノハ

綜合的ナル判断、

理解力等ガ不足シテキル

モノヲ考ヘル態度ヲツクルコトニ於イテ不充分——「少数

意見」についての補筆注記

両者ヲ答申スベシ〔5—3—3、5—3—4についての補筆注記〕

第二案ヲ改メテ(5—3)トスルコト。

〔結論〕ハ 5—3—4—4—22才卒業。

少数意見 5—3—3—4—21才卒業。

〔学校ノ名称〕 高等学校ノ名称ヲ上級学校ニ付スベシ

国民学校ハ小学校ト改ムベシ。

小学校、中学校、高等学校、大学校トナヨスベシ

商業高等学校、工業高等学校、農業高等学校

次回ハ大学院問題ヲ議スルコトトス。〔現状ヲモトトシテ新制度案ニモ及ブ——補筆注記〕。學部構成

●四月十五日午前十時、ヨリ

○第八回 昭和二十一年四月十五日
午前十時より十二時

今ヨリハ一年若クスル。

中学卒業程度ノモノニテハ医專ヨリ高イ教育教^育ヲ施スコトヲ
得ナイ。

5—3—3
5—3—4
両説アリ
少數意見アリ

出席者 部長、横田、末延、浅見、鮫島、海後、瀬藤、矢内原、亀山、

《発言摘要》

シテ大学院ヲ充実スル

学校の系統及び修業年限に関する答申、朗読、訂正アリ、青年学校――
研究科及ビ大学入学資格の件。

義務教育九年ノ使節団案は実行するや否や――部長より説明あり。文部省ガ委員会ニテ諮詢する。

今日ハ大学院ノ問題、学部構成の問題について。

大学院ハコレヲ如何ニナスベキか、今後大学院ハ非常ニ重天ナ
ル意味ヲモツ。大学院ノ年数、学位ノ問題、研究者ノ業績

年限、収容者数、一段階構成、学位授与、研究費施設

大学院類似ノモノ、医学部、農学部ニアリ、医学ニハ研究費持
参ノモノアリ。

補助ヲ与ヘルカ、研究費ヲ与ヘルカニヨラザレバ活用シ得ズ。

高文、就職不可能ノタメニ入りヨリ。

① 勉強シタイモノガ多ク、入学スル希望ノモノ多シ、或ル講座ニ
集中スルコトアリ。

講座ニヨツテ多数ノモノノ入ルノト少イモノガアル。従ツテ数

ヲ決定スルコトハ困難ナリ。

一教授ニツキ一学年二名ツツトシ三年トシテ六名トスル。

② 学位ヲ与ヘルコトヲセザレバ学生ガ入学セズ。

① 会社等ニテ派遣サレルモノヲ取扱フベシ。派遣サレタルモノハ
職ヲ退カズトモヨイ。

③ 研究者ノタメノ特別ノ講義ヲナシテハ如何。

④ 大学院学生ノ研究ノ設備ヲナスベシ。学部ニハカヽル設備ナク

有名無美ニシテ場合ニハ弊アリ。大学院ヲオクタメニハ経済学

部改革ヲ要ス。大学院ノ衰ヘタルモノハ学部内ノ人事ガ望マシ
クナイ。勉強ノタメニハ教室ヲツクツテソコデ研究サセル。

特研ハ給費今日トシテハ少ク、兵役ハナク、就職シ得ザルタメ
ニ今ハ改ムル必要アリ。

教室設備ヲヨクスルコト、研究シ得ルヤウニスル。

五年位シタルモノニハ学位ヲ与ヘルコトハ如何。学位ハ成ルベ
ク与ヘル、論文ハ一ツニアリ、發表ガ共著ノモノハヨロシクナイ。
大学院ニアリタルモノハ学位ヲ与フベシ。

④ 学位令ノ改正ヲナスベシ 推薦制度ニヨリ學術ノ發表アリタル
モノハ教授会ニテ与フベシ

経済学部ハコレヲ廃スルカ、推薦ヲナスベシ。

法学部ニテハ大部分ハ持タズ。コレモ改ムル必要アリ。

① 収容シ得ル設備ヲナスコト、ソレナクシテハ収容力ヲ増大シ得
ガルコト、〔物的設備〕――欄外注記。以下同じ〕

大学院学生ハ机ヲ用意シ、実験設備ヲナスコト必要アリ。設備
ニヨツテ学生数ヲ定メルコト。教授ヲ増スコト、学部学生ヲ少
クシテ大学院ヲ多クスル。

〔大学院学生ノ生活保証、特別研究生ノ程度ニナスコト。家庭ガ
勉学ニ堪ヘザルモノヲ助ケルタメニ研究費ヲ与ヘル〔生活保証
研究費〕〕

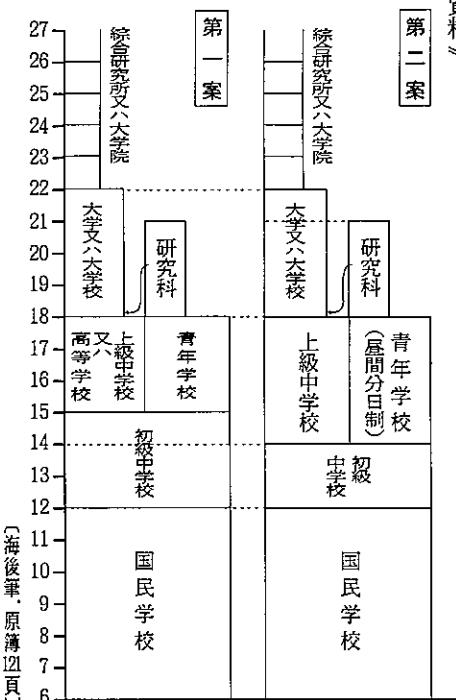
(三) 教員増加〔教授増加——補筆注記〕、助教授助手、高級ナル Tutor ヲ
ツケテ研究ニアタラシム。〔人的設備〕

〔四〕 収容力ト物的、人的条件ニヨツテ決定セラル。〔(収容力、生徒数)〕

〔五〕 他大学ノ卒業生ヲ如何ニ取扱フカ。他大学ノモノハ試験シ、私立大学ノモノハ志願シ得ルトモ嚴選スル。〔(入学資格)〕

次回 四月二十三日(火) 午前十時ヨリ

《資料》



つては大学の修業年数は医学部四ヶ年その他の学部は二ヵ年とする。大学に入学するまでの修業年数を現制のまゝとして大学の在学年限を延長することは各学部の学業の実情よりして今直ちにその必要が認められないばかりでなく、戦後に於ける国家の財政の見地よりして或は家庭の教育費負担よりして適切でない。

一、若し学校の系統及び修業年数を全般に亘つて改善す(め)る場合には次の如き学校制度〔体系〕に改むる〔なす〕を適當と認める〔する〕。学校はこれを小学校、中学校、高等学校及び青年学校、大学校、〔及び〕大学院とする。小学校には満六歳をもつて入学し、修業年限〔限〕は五ヵ年〔とし〕、義務教育とし初等普通教育を施す。

中学校には小学校修了者が〔を〕入学し〔せしめ〕、修業年数は三ヶ年、義務教育とす。中学校は〔中等の〕普通教育を施すを以つて本体とし、〔し〕その土地の〔実〕情況により実業的教育を加味する〔ことを得る〕こととする。現制の国民学校初等科第六学年と高等科第一学年第二学年及び中学校第一〔一〕学年第二学年をもつて〔改造して〕中学校を構成する。〔となす。〕

高等学校には中学校修了者を入学せしめ、修業年限は四ヶ年とす〔の教育を施す〕。

高等学校〔にて〕は全日教育の学校とし〔をなし〕〔施〕土地の情況により普通教育を施し或は専門教育を施すこととす。〔を〕

現制の中等学校第三学年以上と〔を〕高等学校、専門学校の初学年を併せて高等学校を構成する。

青年学校には中学校〔を〕修了者で〔して〕実務に就い〔き〕た〔る〕も

《答申》

I 幹事草稿(第一次力)

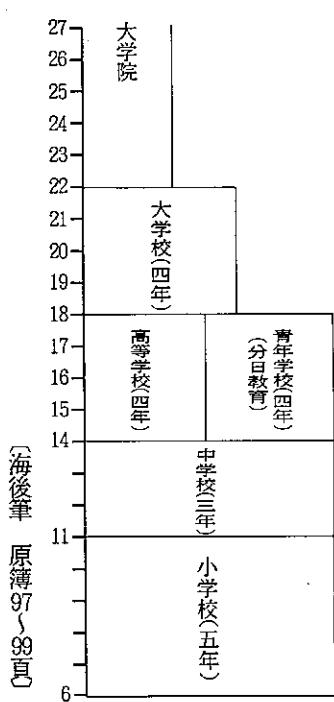
学校の系統及び修業年数に関する答申

一、大学に入学する〔に至る〕までの〔修業〕年数が現制と同じ場合にあ

のを入学せしめ、修業年限は四ヶ年とする。青年学校は分日教育をなす学校とし、実務に「を」による職業教育を施すこととす。現制の青年学校を〔改〕もつて構成する。

大学校には高等学校及び青年学校の修了者を入学せしめ修業年限は四ヶ年とす。大学校は高等の専門教育を施すこととし、現制の高等学校専門学校第一学年以上及び大学の一部を併合せてこれを構成する。

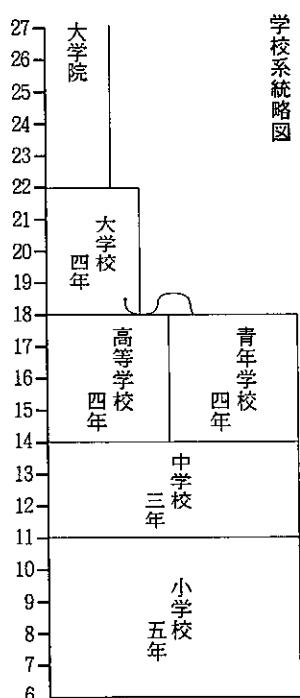
大学院は各大学校の卒業者及び学術を攻究するに足る学力あるものを入学せしめ、別に年限を定めず研究に当らしむ。



II 幹事草稿(部分・第二次力)

〔学校の系統及び修業年数に関する答申〕

中学校には小学校修了者を〔が〕入学せしめ〔し〕修業年数は三ヶ年、義務教育となす。



一、学校系統及び修業年限については「少數意見として」小学校五年、中学校三年、高等学校三年、大学校四年となし、年限を一ヶ年短縮する〔す少數意見〕少數意見あり。

昭和二十一年四月十五日

教育制度研究委員会

委員長 戸田貞三

〔海後筆、原簿、100～102頁〕

III 委員会修正案

学校の系統及び修業年数に関する答申。

一、大学に入学するまでの年数が現制と同じ場合にあつては大学の修業年数は医学部四ヶ年その他の学部は三ヶ年とする。

大学に入学するまでの修業年数を現制のまゝとして大学の在学年限を延長することは、各学部の学業の実情よりして、今直ちにその必要を認められないばかりでなく戦後に於ける国家の財政よりして或は家庭の教育費負担よりして、適切でない。

一、若し学校の系統及び修業年数を全般に亘つて改善する場合には、次の如き学校制度に改むるを適當と認める。

学校はこれを小学校、中学校、高等学校及び青年学校、大学校、大学院とする。

小学校には、満六歳をもつて入学せしめ〔し〕修業年数は五ヶ年、義務教育となし、「して」初等普通教育を施す。現制の国民

学校初等科第一学年より第五学年までをもつて小学校を構成する。

中学校には小学校修了者を入学せしめ、修業年数は二ヶ年、義務教育となす。中学校は普通教育を施すをもつて本体とし、その土地の情況により実業的教育を加味することとする。現制の国民学校初等科第六学年と、高等科第一、二学年及び中等学校第一、二学年をもつて中学校を構成する。

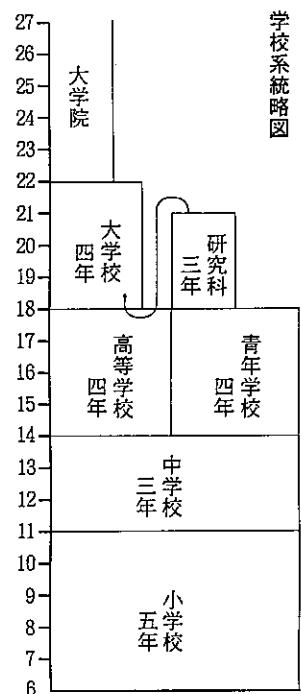
高等学校には中学校修了者を入学せしめ、修業年数〔限〕は四ヶ年となす。高等学校は土地の情況により高等なる普通教育を施し、或は専門教育を施すこととする。現制の中等学校第三学年以上と高等学校専門学校の初学年を併せて、高等学校を構成する。

青年学校には、中学校を修了し〔者で〕実務に就きたるもの〔いた者〕を入学せしめ、修業年数〔限〕は四ヶ年とし、三ヶ年の研究科を附設することとす。青年学校は分日教育を施し、実務に基く職業教育をなす。現制の青年学校をもつてこれを構成する。

大学〔校〕には高等学校〔及び青年学校〕の修了者を入学せしめ、修業年数〔限〕は四ヶ年となる。但し青年学校研究科修了者をも入学せしむることを得るものとす。大学〔校〕は高等の専門教育を施すこととし、現制の高等学校、専門学校第二学年以上及び大学の一部を併せてこれを構成する。

大学院には各大学の卒業者及び學術を攻究するに足る學力あるものを入学せしめ、別に年限を定めず研究に当らしむ。

学校系統略図



〔図中研究科の部分は、ペンによる追加記入〕

学校系統及び修業年数〔限〕については、小学校五年、中学校三年、高等学校三年、大学校四年となし、修業年数〔限〕を一ヶ年短縮する少數意見あり。

昭和二十一年四月十五日

教育制度研究委員会

委員長 戸田貞二

〔原文・孔版・修正ペン字、原簿95～96頁〕

IV 最終成文

学校の系統及び修業年数に関する答申

一、大学に入学するまでの年数が現制と同じ場合にあつては大学の修業年数は医学部四ヶ年その他の学部は三ヶ年とする。

大学に入学するまでは修業年数を現制のまゝとして大学の在学年限を延長する」とは、各学部の学業の実情よりして、今直ちにそ

の必要を認められないばかりでなく、戦後に於ける国家の財政よりして或は家庭の教育費負担よりして適切でない。

一、若し学校の系統及び修業年数を全般に亘つて改善する場合には、次の如き学校制度に改むるを適當と認める。

学校はこれを小学校、中学校、高等学校及び青年学校、大学、大学院とする。

小学校には満六歳をもつて入学せしめ、修業年数は五ヶ年、義務教育となし、初等普通教育を施す。現制の国民学校初等科第一学年より第五学年までをもつて小学校を構成する。

中学校には小学校修了者を入学せしめ、修業年数は二ヶ年、義務教育となす。中学校は普通教育を施すをもつて本体とし、その土地の情況により実業的教育を加味することとする。現制の国民中学初等科第六学年と高等科第一、二学年及び中等学校第一、二学年をもつて中学校を構成する。

高等学校には中学校修了者を入学せしめ、修業年数は四ヶ年となる。高等学校は土地の情況により高等なる普通教育を施し、或は専門教育を施すこととする。現制の中等学校第三学年以上と高等学校、専門学校の初学年を併せて高等学校を構成する。

青年学校には、中学校を修了し実務につきたるものを入れしめ、修業年数は四ヶ年とい、三ヶ年の研究科を附設し得ることとする。青年学校は分日教育を施し、実務に基く職業教育をなす。

現制の青年学校をもつてこれを構成する。

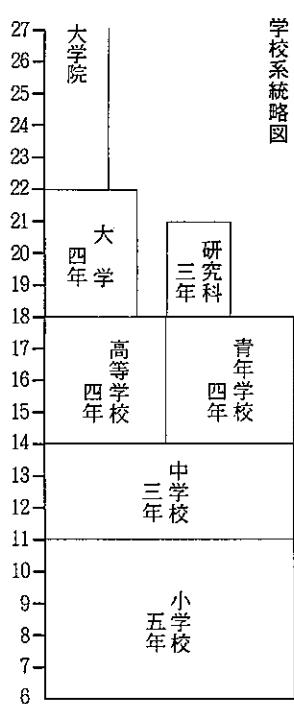
大学には高等学校の修了者を入学せしめ、修業年数は四ヶ年とな

す。但し、青年学校研究科修了者をも入学せしむることを得るものとす。

大学は高等の専門教育を施すこととし、現制の高等学校、専門学校第一学年以上及び大学の一部を併せてこれを構成する。

大学院には各大学の卒業者及び学術を攻究するに足る学力あるものを入学せしめ、別に年限を定めず、研究に当らしむ。

学校系統路図



学校系統及び修業年数については、小学校五年、中学校三年、高等学校三年、大学四年となし、修業年数を一ヶ年短縮する少教意見あり。

昭和二十一年四月十五日

教育制度研究委員会

委員長 戸田貞三

〔タイプ印刷、原簿7~10頁〕

○第九回 昭和二十一年四月二十三日(火)午前十時より

第九回委員会 四月二十三日(火)午前十時より

出席者 龜山、鮫島、末延、矢内原、浅見、福田、部長、海後

○大学院ニツイテノ答申、修正ノ上可決シタリ

○講座制ニツイテノ問題

(部長) 講座ヲ私有財産視スル傾キアリ。教授ハ退官ノ際ニ後任ヲ

定ムルコトトス。

講座ノ構成、講座費様々アリ90円ガ一番少ク一万円ガ最モ多イ。

講座費ニ差アリ。

不完全講座ノ充実ヲナス必要アリ。

(I) 完全ニスルノ案ハナカニ成立セズ

(部長) 教授ノナキ講座アリ、コレハ如何ニスベキカ。

講座制ハ存置スベキヤ否ヤ。

(理) 研究ノ発達ノタメニハナキ方ガ可ナリ。但シ教授ヲナス場合ニ

ハ講座ガアルノ方ガ可ナリ。特殊ナル學問ヲ發達サセルノニハ講座制ナキ方同可ナリ。

(法) 研究ハ講座ガアルタメニ保持サレル。

(経) 学問ニハアラユル部門ガアル必要アリ。

(法) 研究所ニハ研究教授ヲ置キコレヲシテ自由ニ研究ヲナサシム。

(法) 講座制必要ナリ。学問ノ専門部門ニ専任ヲモツコトトナル。講
座費ヲツカフ目標アリテ都合ヨシ、教授、助教授、助手ノ人員
配置ガカタヨラナイタメニ必要ナリ。

有力教授ノトコロニ助教授助手ガアツマリテカタヨル。

講座ニ属セザル教授、助教授、助手ヲオク必要アリ。新シイ学問開拓ノタメニ必要ナリ。講座担任ナラザル教授ノ任命必要アリ。

「……研究ニ従事スベシ」トノ辞令アリテ研究教授任命ノ例

アリ、

④○経済学部ニテハ講座ハ有名無実ニシテ講義ニヨリテ人ヲ任命ス。

講座俸ハ本俸ニ入レル方ガ可ナリ。研究教授ハ講座担任ト同俸

給トスベシ。

⑤○特定ナラザル大学講座ヲツクリ、内容ヲ決定セザルモノヲオキ

テハ如何。

講座以外ノ学問ヲ発展サスルタメニハ古イ講座ガ支障トナル。

講座ヲ大キナサツクシテ第一、第二、三、トナル如クスル。

①講座ハ存置ス。

②○不完全講座ヲ出来ルダケ少クシ、充美スル。

③○講座ノ研究費ノ差等アルモノヲ均等トナス〔不完全ナルモノヲ引キ上ゲル 少キハ〔900円〕—補筆注記〕戦前ハ一万円戦時中ハ万円トナル

〔人員充実〕—同右、②についての注記である〕教授一名助教授一名又ハ二名助手一名又ハ二名ヲ制度ノ如クニ整ヘル。

④○講義ヲナサザル研究教授ヲ認メズ、講座ヲ担任スルモ一、二年ハ講義セザル教授アリ、三年ニ一年ハ研究ニ専念セシム。(外國ニ行キ又ハユツクリ研究ス)

④○講座ノ名称ヲ広クシテ、新シイ研究ノ発達ニ資セシムルコト

トス。アマリ細カク分ケナイコト。

⑤○新興学問ヲ発展セシムルタメニ講座ニ属セザル助教授、助手ヲオク制ヲ立テコレニ研究ヲナサシメ次第講座トナス。

○講座俸ハコレヲ本俸ニ加ヘルコト。
新タニ加ハルコト。

○講座担任ノ教授ト雖モ思索研究ノタメ四年講義ヲナシタル後二ヶ年講義ヲナサザルコトヲ認ム。

○講座俸ハコレヲ本俸ニ加ヘルコト。

次回ハ 学部構成ノコト、二学部以上ニマタガルモノヲ如何ニスルカ。
○四月三十日午前十時ヨリ次回会議。

《答申》

I 幹事草稿(第一次)

大学院に関する答申

一、大学院の制度は各学部によつて〔はこれを拡〕事情を一つにせざるも〔事情を異にするも〕全般として活用せられざる表情にあり。今後はこれを〔は学制の改革せらる〕充実〔し、〕活用してその機能を完全に發揮し得るものとなす必要あり。

二、大学院の収容人員は〔方は〕設備、教官〔授者〕数等によつて決定せらるゝも、研究指導の関係上毎年一教授數名を限度となし〔す。〕必要によつては各学部の事情〔定〕に基きて定員を定むることとす。

三、他の官立〔他の帝国〕大学の入学志願者はこれを試験し〔の上入学せしめ〕、私立大学の卒業生は厳選し、眞に大学院〔学生〕として研究に適せるものを入学せしむ。

四、大学院の学生をして研究の目的を達成せしむるためにはその在学期間は一年を前期とし後期を三年とし、五年をもつて完了せしむ〔する〕ことす。

五、大学院に於ける指導を充実し五ヶ年の研究を修了したるものには、その結果を学位論文として提出せしめ、これに学位を授与する制度を活用してその研究を促進し、「〔て〕大学院の使命達成に貢献せしむ。

六、大学院学生に対しては研究費補助の制度を確立し、学術の研究を充実せしむると共にその生活を安定せしむる途を立つることとす。

七、大学院学生の研究のための設備は各学部によつて一様ならざるもの多くは殆んど何等の特別の設備をなし得ざる実情にあり。今後は大学院学生のため特に読書研究〔のために〕〔の〕適切なる設備或は実験研究の設備をなし、「〔そ〕の研究〔の〕使命を達成せしむるに遺憾なからしむ。

八、大学院学生の研究指導をなすために特に教官の人員を増加し〔せしめ〕、現制による教職員の〔教授助教授助手の〕他に研究指導官を置き、特に大学院学生の研究に協力せしむ。

〔海後筆、原簿93～94頁〕

II 幹事草稿(第二次)

大学院に関する答申

一、大学院〔の制度〕は各学部によつてその事情を異にするも一般に未だ充分に活用せられる実情にあり、これを充実してその機能を完全に發揮せしむる必要ありと認めらる。殊に学校系統の改革が行はれ、大学卒業に至るまでの年限が短縮せられる際に於いては大学院を拡充整備しこれもつて学術の蘊奥を攻究するの所となざるべからず。

二、大学院の収容人員は設備及び教官の員数等によつて決定せらるゝも、研究指導を充分ならしむるが為には毎学年一教授の指導する大学院学生数は數名を限度とし、各学部の事情に基きて定員を定むることとす。

三〔八〕、大学院学生の研究指導をなすために特に教官の人員を増加せしめ現制による教職員の他に研究指導官を置き特に大学院学生の研究に協力せしめ、その指導に当らしむ。

四〔三〕、大学院学生を銓衡するに當つては大学院の使命を達成せしむる為、本学卒業生たると他大学卒業生たるとを問はず志願者を厳選し眞に大学院学生として研究に適せるものを入学せしむ。

五〔四〕、大学院の在学生数は五ヶ年とし、これを前期一ヶ年後期三ヶ年とす。

六〔五〕、大学院に於ける研究指導を充実し五ヶ年の研究を修了した

るものにはその業績を学位論文として提出せしめ、これに学位を授与することとし、「制度」その研究を促進せしむ。「る」ととす。」

七〔六〕、大学院学生に対しては研究費補助の制度を確立し、学術の研究に専念せしむ。

八〔七〕、大学院学生に対する研究設備は学部によつて一樣ならざるも、殆んど特別の施設をなし得ざる実情にあり。今後は研究実験に必要な設備をなし、「その研」究の目的を達成せしむる「する」に遺憾ながらしむ

〔海後筆・原簿91～92頁〕

III 委員会への提出原案

大学院に関する答申

一、大学院は各学部によつてその事情を異にするも一般に未だ充分

活用せられざる実情にあり。これを充実しその機能を完全に發揮せしむる必要ありと認めらる。殊に将来学校系統の改革が行はれ、「大学卒業に至るまでの年限が短縮せらるる際には、大学院を拡充整備し、これをもつて学術を攻究するの府たらしめざるべからず。

二、大学院の収容人員は教官の員数及び設備等によつて決定せらるるも、研究指導を完全ならしむる為には、毎学年一教授の指導する学生数は數名を限度とし、各学部の事情に基きて定員を定

むる」ととす。

三、大学院学生の研究指導を完全ならしむる為教官の員数を増加し、現制による教職員の他に研究指導員〔官〕を置き大学院学生の研究に協力指導せしむ。

四、大学院学生の研究を指導するため特別講義及び演習等を行ふこととす。

五〔四〕、大学院学生を銓衡するに当つてはその使命を達成せしむる為、志願者を厳選し研究に適す「せ」るもの入学せしむ。

六〔五〕、大学院の在学年数は五ヶ年とし、これを分つて前期二ヶ年後期三ヶ年とす。

七〔六〕、大学院に於ける研究指導を充実し、「五ヶ年の」研究を終「修了」したるものには、その業績を学位論文として提出せしめ、これに学位を授与することとして、研究を奨励す。「促進せしむ。」

八〔七〕、大学院学生に対しては事情に応じ学〔研究〕費を給する制度を確立し、学術の研究に専念せしむ。

九〔八〕、大学院学生に対する研究設備は学部によりて一樣ならざるも殆んど特別の施設をなし得ざる実情にあり、今後は研究及び実験に必要な設備をなし、研究の目的を達するに遺憾ながらしむ。

昭和二十一年四月二十三日

教育制度研究委員会

委員長 戸田貞三

〔原文孔版・海後筆・修正ペン字、原簿30頁〕

IV 最終成文

大学院に関する答申

その業績を学位論文として提出せしめ、これに学位を授与することとして研究を奨励す。

八、大学院学生に対しても事情に応じ学費を給する制度を確立し、学術の研究に専念せしむ。

一、大学院は各学部によつてその事情を異にするも一般に未だ充分活用せらるざる実情にあり。これを充実しその機能を完全に發揮せしむる必要ありと認めらる。殊に将来学校系統の改革が行はれ、大学卒業に至るまでの年限が短縮せらるる際には、大学院を拡充整備し、これをもつて学術を攻究するの府たらしめざるべからず。

二、大学院の収容人員は教官の員数及び設備等によつて決定せらるるも、研究指導を完全ならしむる為には、毎学年一教授の指導する学生数は數名を限度とし、各学部の事情に基きて定員を定むることとす。

三、大学院学生の研究指導を完全ならしむる為教官の員数を増加し、現制による教職員の他に研究指導員を置き大学院学生の研究に協力指導せしむ。

四、大学院学生の研究を指導するため特別講義及び演習等を行ふこととす。

五、大学院学生を銓衡するに当つてはその使命を達成せしむる為、志願者を厳選し研究に適するものを入学せしむ。

六、大学院の在学年数は五ヶ年とし、これを分つて前期二ヶ年後期三ヶ年とす。

七、大学院に於ける研究指導を充実し、研究を終了したるものには

○第十一回 教育制度研究委員会 昭和二十一年四月三十日(火)

午前十時より

第十一回 教育制度研究委員会

出席者 戸田、末延、鮫島、浅見、海後、亀山、福田

《発言摘要》

○「講座制二閑スル答申」ヲ審議。

○学部構成ノ問題。

文学部理学部等ハ複雜ナルモコレヲ解体シテ一ツナルコトハ困難ナル問題アリ、

④一化学ヲソニシテ取扱フコトモ出来ル。薬学、化学、工業化学、農芸化学等ヲソニナスコトガ出来ル、ソノ例ハアメリカ等ニ

アリ。

ベキモノナリトノ意見強シ。

医ト薬学ヲ別ニスハ不可能、生物学「生理化学」—補筆注記

ト生化学トハ分離困難ナリ、

薬理学ト薬物学トノ差別。

人類学科ニハ医学部ノ出身者が助教授、講師ハ医学部ノ教授ナリ。

(部長) 政治学「経済学ト重ネル。—補筆注記」ヲ法学部「公法私法—補筆注記」ニオクコト。社会学、心理学ハ複雜。

衛生学ハ政治経済ト深ク関係ス、

農学部ノ農学、農業経済学科ハ問題ナリ、経済ニ入レルカ、農学ニ入レルカ

工業経済ハ工学部ニテ経済学部教授ガナシツツアリ。

(部長) 一ツノ学部ニテハヤリ得ナイモノヲ綜合シテナス方法ヲ考ヘテハ如何、

各学部ヨリ化学ヲヤルモノガ集ツテ一ツノ教室ヲツクリテハ如何、

① 工学部ノ化学ノ中ニハ「ケミカルエンジニアリング」ヲオキテナスモノアリ。化学ヲ工業化スル方法ヲ立ツ。

② 学部ヲ廃シテ全学ヲ一ツシテハ如何

医—医学部ハ今迄ヨリモ独立性ヲヨリ強く示シタシ。会計等ヲ直子ニ運営シ得ル如クスペシ。一ツニシテハ到底総長ノ下ニマトメ得ズ。

塩ハ農学部ニテナスモ、農学部ニノミ属スベシトノ理ナシ、ビタミン等ハ、理、農、医ニテナス。

(農業経済学科ハ経済ニ入レ、技術的ナルモノハ農学部ニテナス

法医学ハ法ニ関スルモノ少シ。必須科目ニテナス。

◎一ツ以上ノ学部ニ属スルモノハ何レカノ学部ニ主トシテオキ、必要ニヨリテ他ノ学部出身ノ人ガ任命セラレル制度ヲ活用セシム。

ム。

大学院学生ノ研究指導ニ他学部ノ関係教授ノ指導ヲウケルコトヲ制度トシテ認ム。

学科単位ニ学生ノ授業ヲ構成スル方法ヲトル。(二学部以上ニマタガル、)

(○各学部ニ属スルモノノ活用—上欄注記)

(○大学院学生ノ他学部ノ関係—同右)

○人体生理学、人体解剖学ハ理学部ノ生物学ニツクベキモノカ。授業担任デナク他学部ニ於イテモ講義ヲナス便宜ノ方法ヲトルベキモノナリ。

(○綜合研究所ニ属ス。—上欄注記)

○各教授ノ集会ノタメ意見交換ノ施設場所ヲ大学ガ設備スル。研究発表等ノ場所ヲ学内ニツクルベシ。

○、ニテ集会シテナルベク分立ヲサクル方法ヲ立ツ

(○集会ノ便宜—同前)

◎学会ヲ設ケテ他学部ノモノモ一ツノ学会ニ入ルコトニヨツテ改善シテハ如何。

〔◎学会ニヨル綜合——同前〕

◎クラブハウス、◎研究ノトキ一緒ニ集ル、◎学科ノ講義ニ他学部ノ教授ニ來テモラウ、

◎他学部ヘモ講義ニ行クコト、一年ニ亘ル程デナク、數回ノモノヲ編輯スルコトトス。

《答申》

I 幹事草稿(第一次)

講座制に関する答申

一、講座制は大学に於ける研究及び教授を発展せしむるため「の為め」或る場合には便宜を與ふるも或る場合には支障となること少なからず。但しこれが「を」存廢に「置して」つきては成るべく支障となるものを除きてこの制度「必ずしも一致したる意見に到達せざるも、欠点を認めつゝこれ」を存置することとす。

二、「講座の種類〔名称〕は細分をさけ、〔なるべく〕これになるべく□□として」包括的なる名称を附し、固定化をさぐると共に、新〔しい〕興學問の研究〔の発展〕を阻害せざるやう適切なる改善を要す。

三、不完全講座は出来得る限りこれを整理し、新講座を置きて充実を計ることとし、「す。」一つの〔総べての〕講座には教授一名、助教授一名又は二名、助手一名又は二名を置きて研究並びに教授

に当らしむ。

四、「未だ講座を置くに至らざる」新興學問を発達せしむるため講座に属せざる助教授、助手を「任する」ととし〔置く〕の制度を立ててこれを置き「その研究〔これ〕が発展したる後に於いて必要に応じこれを新講座となす制度を立つべきものとす」ととす。

五、「専ら研究に当らしむるため講座を任せざる研究教授を」任官するの制度は「これを採りおること」と「認める」ととす。但し講座を担任する教授は四年間講義をなす〔を経過する〕毎に「一ヶ年間講義を担当せず〔専ら〕思素と研究に専念せしむることとす。「制度を立つ方法を実施す。」

六、「各講座に属する研究費には設置の際の事情により差等あるをもつて低額のものを引き上げ総べて均等となすべきものとす。〔をも適當とす。〕

七、「講座俸を支給するの制度を〔は〕これを改め、〔れ〕を〔総べて〕本俸に繰り入れて支給することとす。

昭和二十一年四月三十日

教育制度研究委員会

委員長 戸田貞三

〔海渡筆・原簿109頁〕

II 幹事草稿(第一次)

講座制に関する答申

一、「講座制は學問の健全なる発達を期するために設けられたるも〔必

要なるも」或る場合にはこれが却つて「研究上に」支障を來す

る」を適當なりと認む。

例稀ならず〔こと少からざるを認む〕。これが存廢につきては諸説〔異説〕あるも成るべく支障を除きこの制度〔これ〕を存置する

昭和二十一年四月三十日

教育制度研究委員会
委員長 戸田貞二

説〔異説〕あるも成るべく支障を除きこの制度〔これ〕を存置する
を適當と認む。

二、講座の名称を余りに精細ならしむる時は應々学問の發達に即応し得ざる嫌あるを以て、講座の名称は成るべく包括的にし内容に多少の融通の〔を与ふる〕余地を与ふるを至当なりと認む。

三、旧設の講座にして助教授助手は勿論教授の〔を〕定員すら〔を〕これを欠くものあり。かゝる不完全講座は出来得る限り〔これを〕整理し新講座に改めてこれが充実を計り、一つの講座には教授一名助教授一名又は二名、助手一名又は二名〔数名〕を置くを至當なりと認む〔さて研究並びに教授に当らしむべきものとす〕。

四、新興學問を發達せしむるため講座に属せざる助教授助手を置きその學問〔研究〕の發達を俟ちて〔したる後に〕必要に応じ〔て〕これを新講座となすを適當とす。

五、講座を担任せざる研究教授を置く」と〔制度〕〔こと〕は特別の場合以外はなき〔採ら〕ざることとす。但し講座を担任する教授は五年毎に一ヶ年間講義を担当せず思索と研究に専念せしむる必要あり〔制度を立つべきものとす〕。

六、従来の講座にありては研究費の極めて僅少なるを「もの」通例とするも、これを改め總べて最近設置せられたる講座に属する研究費と同額に引き上ぐるを緊要と認む。

七、講座俸を支給する制度を改め、これを本俸に加へて支給する〔ふ

III 最終成文

講座制に関する答申

一、講座制は學問の健全なる發達を期するために設けられたるもの或る場合にはこれが却つて支障を來す例稀ならず、これが存廢につきては諸説あるも成るべく支障を除き、この制度を存置する

を適當と認む〔。〕

二、講座の名称を余りに精細ならしむる時は應々学問の發達に即応し得ざる嫌あるを以て、講座の名称は成るべく包括的にし内容に多少の融通の余地を与ふるを至当なりと認む。

三、旧設の講座にして助教授助手は勿論、教授の定員すらこれを欠くものあり、かかる不完全講座は出来る限り整理し新講座に改めてこれが充実を計り、一つの講座には教授一名助教授一名又は二名助手數名を置くを至当なりと認む。

四、新興學問を發達せしむるため、講座に属せざる助教授助手を置き、その學問の發達を俟ちて必要に応じこれを新講座となすを適當とす。

五、講座を担任せざる研究教授は特別の場合以外は置かざること

す。但し講座を担任する教授は五年毎に一ヶ年間講義を担当せず、思素と研究に専念せしむる必要あり。

六、従来の講座にありては研究費の極めて僅少なるを通例とするも、

これを改め総べて最近設置せられたる講座に属する研究費と同額に引き上ぐるを緊要と認む。

七、講座俸の制度を改め、これを本俸に加へて支給するを適當なりと認む。

昭和二十一年四月三十日

教育制度研究委員会

委員長 戸田貞三

〔タイプ印刷・原簿13~14頁〕

《答申》

I 幹事草稿（第一次）

学部の構成及び連絡に関する答申

一、大学に於ける学部の構成に関しては分合を可とするやに考へらるるも今遽かにこれが変更をなす必要を認めず。

二、各学部間には類似の名称を有し或は深き関係をもつ学科あり。その中に「これ等につきて」は「統一」廃合を可とするやに考へらるるものあるも「これが設置せられたるにつきては特別なる事情ある〔を〕ものにして〔つて〕、今直ちに「これが」改廃〔をな〕す必要を認めず。

三、各学部間に存する類似の学科或は深き関係をもつ学科に「就」て

は「これが」設置せられたる事情を明かにし、「これが〔特に〕存置せらるる〔れたる〕〔の〕意義を完全に發揮するやう特に〔□□〕考慮を要す。

四、各学部及び学科の連絡を図り総合大学の実を擧ぐるため左の如き方法を講ずるを適當と認む。

(1) (口)類似の学科にある教職員はその研究に当つて相互の連絡を緊密ならしむる方法を講すべきものとす。このため当該学科間においては総合研究に便宜なる施設をなし或は共同研究等の方法によつて「を立て」連絡を緊密ならしむる必要あり。

〔を可とす。〕

(2) (口)一学部にある学科にして他学部に深き関係を有するものにおいては、学科課程及び講義内容を出来得る限り整正すると共に、他学部の関係学科教職員に講義を依嘱して相互の連絡を計ることとす。

(3) 大学院学生に対しても他学部の関係ある学科に於いて研究の指導を受け、或は研究施設を利用して研究をなす便宜を与へらるゝやう適切なる方法を講すべきものとす。

(4) 各学部教職員〔授〕の親親を図り相互の連絡を緊密〔接〕ならしむるため、学内又は近傍に集会室を設け集会連絡〔合〕の便宜を充分に与ふる必要をあり。

昭和二十一年五月 日(四月)三十日 教育制度研究委員会

委員長 戸田貞三

〔海後筆・原簿116~117頁〕

II 幹事提出原案

学部の構成及び連絡に関する答申

- 一、大学に於ける学部の構成に関しては、分合を可とするものあるやに考へらるるも、今遼かにこれが変更をなす必要を認めず。
- 二、大学に於いて研究すべき学問の領域には、現制の如何なる学部にも屬せずして、然も緊急なる研究を要するものあり。これ等に関しては、各学部の共同による総合研究機関を設け、新たな学問の振興に資せざるべからず。
- 三、各学部間には、類似の名称を有し或は深き関係をもつ学科又は講座あり。その中には廃合を可とするやに考へらるるものあるも、これが設置せられたるにつきては、特別なる事情あり。今直ちに改廃する必要を認めず。
- 四、各学部間に存する類似の学科或は深き関係をもつ学科に就いては設置せられたる事情を明かにし、これが存置せられたる意義を完全に發揮するやう、特に考慮を要す。
- 五、各学部及び学科の連絡を図り、総合大学の実を挙ぐるため、左の如き方法を講するを適當と認む。
- (イ) 各学部に於いて類似の学科にある教職員は、その研究に当つて相互の連絡を緊密ならしむる方法を講すべきものとす。このため当該学科間においては、総合研究に便宜なる施設をなし、或は共同研究等の方法によつて連絡を緊密ならしむる必要あり。

III 最終案文

〔原文孔版、筆者不詳。1/3 各委員へ送附 修正意見を求めたり〕
と欄外注記あり。3/5 は五月二日の意。原簿118～119頁

一、大学に於ける学部の構成に関しては、分合を可とするものある

- (ア) 一学部のみに存する学科にして、他学部の研究と緊密なる連絡をもつにあらざれば発達し得ざるものあり。これ等に関しては、特に共同研究等を促進する方法を立つべきものとす。
- (イ) 他学部に於ける研究と深き関係を有する学科にありては学科課程及び講義内容を出来得る限り整正すると共に、他学部の関係学科教職員に講義を依頼して、相互の連絡を計るべきものとす。

やに考へらるるも、今遽かにこれが変更をなす必要を認めず。

二、大学に於いて研究すべき学問の領域には、現制の如何なる学部にも屬せずして、然も緊密なる研究をするものあり。これ等に関しては、各学部の共同による総合研究機関を設くる[け]か

又は各学部の協力を求むるかの方法によつて、新たなる学問の振興に資せざるべからず。

三、各学部には、類似の名称を有する[し或は深き関係をもつ]学科又は講座あり。或は学科名又は講座名の如何にかゝらず互に深き関係をもつものあり、これら[これ等][そ]の中には廃合を可とするやに考へらるものあるも、それら[これ]が設置せられたるにつきでは、特別なる事情あり。今直ちに改廢する必要を認めず。

四、各学部間に存する類似の学科或は深き関係をもつ学科に就いては、設置せられたる事情を明らかにし、これが存置せられたる意義を完全に發揮するやう、特に考慮を要す

五、各学部及び学科の連絡を図り、総合大学の実を擧ぐるため、左の如き方法を講ずるを適當と認む。

- (1) 各学部に於いて類似の学科にある教職員は、その研究に当つて、相互の連絡を緊密ならしむる方法を講すべきものとす。このため当該学科間においては、総合研究に便宜なる施設をなし、或は共同研究等の方法によつて連絡を緊密ならしむる必要あり。

- (2) 一学部のみに存する学科にして、他学部の研究と緊密なる連

絡をもつにあらざれば発達し得るものあり。これ等に關し

ては、特に共同研究等を促進する方法を立つべきものとす。

(3) 他学部に於ける研究と深き関係を有する学科にありては、学

科課程及び講義内容を出来得る限り整正すると共に、他学部の関係学科教職員に講義を依嘱して、相互の連絡を計るべきものとす。

(4) 大学院学生に対してもは、他学部の関係ある学科に於いて研究の指導を受け、或は研究施設を利用して、研究をなす便宜を与へらるるやう、適切なる方法を講すべきものとす。

(5) 各学部教職員の懇親を図り、相互の連絡を緊密ならしむるため、学内又は近傍に充分なる設備をもつ集会室を設け、集会の便宜を与ふる必要あり。

昭和二十一年五月十日

教育制度研究委員会

委員長 戸田貞三

[原文孔版、修正者不詳。原簿15~16頁]

IV 最終成文 [次]

2 資料「教育費と軍事費との比較」

教育費と軍事費の比較

教育費と軍事費との比較は戦時と平時とによつて著しい差異が存してゐる。こゝでは昭和十二年支那事変以前に於ける経費をもつて比較した。

昭和十二年以後は著しく軍事費の増加を見たのであるから、教育費との関係を示す比率はこゝに用ひた昭和十一年の指數よりもはるかに増加してゐると言はねばならない。

昭和十一年度経常臨時歳出によつて見ると。文部省歳出は次の如くである。

総額	陸軍省	海軍省	文部省	(単位1,000円)
2,282,176	510,719	567,450	142,574	
100.00	22.37%	24.86%	6.25%	
	<u>47.23%</u>			

軍事費は歳出総額の47.23%であるのに文部省歳出は6.25%を占めてゐるに過ぎない。但し文部省の歳出のみによつて教育費を示すことは適切でない。即ちこの他に地方費のうちに於いて多額の教育費が支出されてゐるので、それを合せて考へ、更に特別会計の歳出をこれに加へて見ると次の如しとなる。

地方費総額	教育費	軍事費
2,714,381	492,076	
100.00	18.12%	

(未完)

教育費と軍事費との比較

教育費と軍事費との比較は戦時と平時とで著しい差異があつて、何年度をと〔も〕つてなすかによつて結果が異つて來〔ゐ〕る。こゝでは昭和十一年度をとつて軍事費の著しい膨張を見なかつた支那事変以前に於ける両費〔に於ける両者〕の比較をした。昭和十二年以後に於いて軍事費が著しく増加したことは言ふ迄もなく、教育費の軍事費に対して示す比率は低下し〔減少し〕、特に最近は甚しい比率の減少を見たのであるから、教育費の占める割合がこの年度〔これ〕よりも多くなることはあり得ない。〔であつたことが推測される。〕

教育費は政府の歳出に〔と地方費中の教育費を合せ、これに〕特別会計の歳出金額を〔も〕加算しこれに地方費を合せて総計した。〔た。〕それを軍事費と比較すると次の如くである。

	総額	陸軍費	海軍費	教育費
政府歳出 経常、臨時	2,282,176	510,719	567,450	142,574
特別会計		106,003	93,101	59,795
地 方 費	2,714,381			492,076
総 計	4,996,557	1,277,273		694,445
	100.00%	25.57%		13.89%

これによつて見ると支那事変以前に於いて軍事費が、中央地方経費総計の25.57%を占めてゐるのに対して、教育費は13.89%であつて、軍事費12億7千万円に対して教育費6億9千万円となる。

従つて教育費が陸海軍を合せた軍事費よりもはるかに多額であるといふ結論は正しくない。これが、昭和十二年以後に於いて特に昭和十六年以後にあつては〔於いては〕軍事費が〔の〕甚しい増加をした。従つて〔で〕教育費の占める割合〔部分〕は甚しく減少したこととなる。

（てらさき まさお 教育学部教授、東京大学史料の保存に関する委員会委員）